

令和 5 年度定期監査結果報告書

令和 5 年 10 月

三重県監査委員

目 次

| | | |
|-----|-------------------------|---|
| 第1 | 監査の概要 | |
| 1 | 監査の種類 | 1 |
| 2 | 監査の実施期間 | 1 |
| 3 | 監査の実施箇所 | 1 |
| 4 | 監査の対象及び着眼点 | 2 |
| 5 | 監査の実施方法 | 2 |
| 第2 | 監査の結果 | |
| 1 | 事業の執行に関する監査結果の概要 | 3 |
| 2 | 財務以外の事務の執行に関する監査結果の概要 | 4 |
| ① | 服務規律違反 | 4 |
| ② | 個人情報の漏えい | 4 |
| ③ | 公表資料の誤り | 4 |
| ④ | その他財務以外の事務の執行に関する不適切な事案 | 4 |
| 3 | 財務の執行に関する監査結果の概要 | 4 |
| (1) | 収入に関する事務 | 4 |
| ① | 収入未済 | 4 |
| ② | 収入事務 | 5 |
| (2) | 支出に関する事務 | 5 |
| ① | 業務委託 | 5 |
| ② | 公共工事等 | 5 |
| ③ | 補助金等 | 5 |
| ④ | 旅費 | 5 |
| ⑤ | その他の支出事務 | 5 |
| (3) | 人件費 | 5 |
| (4) | 財産管理等の状況 | 6 |
| ① | 公有財産の管理 | 6 |
| ② | 金品亡失（損傷） | 6 |
| ③ | 公有財産の滅失・き損 | 6 |
| ④ | 公共用地の未登記 | 6 |
| (5) | 交通事故 | 6 |
| (6) | その他 | 6 |

第3 監査の意見

【部局】

| | |
|----------|----|
| 総務部 | 7 |
| 政策企画部 | 11 |
| 地域連携・交通部 | 13 |
| 防災対策部 | 16 |
| 医療保健部 | 18 |
| 子ども・福祉部 | 22 |
| 環境生活部 | 27 |
| 農林水産部 | 31 |
| 雇用経済部 | 35 |
| 観光部 | 38 |
| 県土整備部 | 41 |
| 出納局 | 45 |

【各種委員会等】

| | |
|----------|----|
| 企業庁 | 46 |
| 病院事業庁 | 48 |
| 教育委員会事務局 | 51 |
| 人事委員会事務局 | 58 |
| 警察本部 | 59 |

別 表 [監査実施箇所一覧]

| | |
|-----------------------|----|
| 1 総括本監査の実施年月日等 | 64 |
| 2 部局等別の監査実施箇所及び実施年月日等 | 64 |

令和5年度定期監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施しました監査について、同条第9項の規定に基づく結果に関する報告は次のとおりです。

令和5年10月23日

| | |
|---------|---------|
| 三重県監査委員 | 伊 藤 隆 |
| 三重県監査委員 | 中瀬古 初 美 |
| 三重県監査委員 | 野 村 保 夫 |
| 三重県監査委員 | 伊 賀 恵 |

第1 監査の概要

三重県監査委員監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し、次のとおり令和5年度定期監査を実施した。

1 監査の種類

- (1) 地方自治法第199条第2項に基づく事業の執行に関する監査（行政監査）
- (2) 地方自治法第199条第2項に基づく財務以外の事務の執行に関する監査（行政監査）
- (3) 地方自治法第199条第1項に基づく財務の執行に関する監査（財務監査）

2 監査の実施期間

地方自治法第199条第4項に基づき、令和5年1月27日から同年10月10日までの間で、期日を定めて監査を実施した。

なお、監査実施箇所別の実施年月日等は、別表のとおりである。

3 監査の実施箇所

監査の実施箇所数等は、次表のとおりである。

〔監査実施箇所数〕

| 区分 | 対象箇所数 | 実施箇所数 | | | |
|---------|-------|----------------|------|---------|------|
| | | 委員監査 | | 事務局予備監査 | |
| | | 実地監査 | 書面監査 | 実地監査 | 書面監査 |
| 本 庁 | 189 | 187 (※1 23) | 2 | ※2 189 | — |
| 地 域 機 関 | 180 | 39 | 141 | 59 | 121 |
| 計 | 369 | 226 | 143 | 248 | 121 |

※1 監査委員による本庁実地監査（以下「総括本監査」という。）は部局等単位で実施

※2 総括本監査に先立つ、事務局予備監査は課単位で実施

4 監査の対象及び着眼点

主として令和4年度における、県が実施する事業のうち重点的に検証する必要がある事業の執行、財務以外の事務の執行及び財務の執行を対象とし、合規性、正確性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点で監査を実施した。

(1) 事業の執行に関する監査

【各部局等の主要な事業】

(2) 財務以外の事務の執行に関する監査

- ① 服務規律違反
- ② 個人情報の漏えい
- ③ 公表資料の誤り
- ④ その他財務以外の事務の執行に関する不適切な事案

(3) 財務の執行に関する監査

【収入に関する事務】

- ① 収入未済
- ② 収入事務

【支出に関する事務】

- ① 業務委託
- ② 公共工事等
- ③ 補助金等
- ④ 旅費
- ⑤ その他の支出事務

【人件費】

【財産管理等の状況】

- ① 公有財産の管理
- ② 金品亡失（損傷）
- ③ 公有財産の滅失・き損
- ④ 公共用地の未登記

【交通事故】

【その他】

5 監査の実施方法

監査は、次の方法により実施した。

(1) 総括本監査は、代表監査委員室で、事務局職員による予備監査結果及び監査委員による地域機関の実地監査結果も踏まえ、提出された監査資料に基づき、部局長等から説明を受け、聴取を行うなどして実施した。

なお、監査委員事務局の監査において、伊藤隆監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥された。

(2) 監査委員による地域機関実地監査は、監査対象箇所へ出向き、事務局職員による予備監査の結果も踏まえ、提出された監査資料に基づき、関係者から説明を受け、聴取を行うなどして実施した。

(3) 監査委員による書面監査は、在庁のまま、事務局職員による予備監査の結果に基づき実施した。

第2 監査の結果

第1監査の概要のとおり主として、令和4年度における、事業の執行、財務以外の事務の執行及び財務の執行について監査した限りにおいては、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めていると認められるなど、本報告書に「監査の意見」として記載したもののはかは、概ね適正に処理、執行されていた。

各部局等への「監査の意見」は7ページ以降に記載のとおりであるので、部局長等においては、速やかに適切な措置を講じられたい。

財務以外の事務の執行については、指摘件数は減少しているが、個人情報の漏えいに加え、公務以外での飲酒運転など、県民の信頼を著しく損なう事案が発生しているため、改めて事務の手順を検証することなどにより不適切な事務処理の再発防止に取り組むとともに、コンプライアンス意識の向上に取り組まれたい。

財務の執行に関する指摘については、指摘件数が増加しており、中でも、業務委託契約における不適切な手続や公用車による交通事故が大きく増加しているとともに、依然としてパソコンの損傷などの金品亡失（損傷）が多数発生している。社会経済活動がコロナ禍以前の状況に戻りつつある中、公務以外の場合も含めた交通安全意識の徹底を図るとともに、財産の管理については、効果が期待できる具体的な対策を検討することなどにより、再発防止に努められたい。

今回指摘した事項については、指摘箇所に限らず、概ね全ての箇所で起こり得るため、各部局等においてはこうした指摘を参考として、チェック機能を高め、財務事務等の適正な執行に努めるとともに、全庁的なマネジメントのもと、内部統制制度がより一層実効性のあるものとなるよう取り組まれたい。

1 事業の執行に関する監査結果の概要

県が実施する事業のうち重点的に検証する必要がある事業の執行について監査を実施した。

その結果、事業の執行に関する意見は、50件であり、該当のある各部局等の意見数は、次表のとおりである。

[事業の執行に関する意見数] (単位：件)

| 部局等名 | 意見数 | 部局等名 | 意見数 |
|----------|-----|----------|-----|
| 総務部 | 5 | 観光部 | 1 |
| 政策企画部 | 2 | 県土整備部 | 1 |
| 地域連携・交通部 | 5 | 出納局 | 1 |
| 防災対策部 | 3 | 企業庁 | 2 |
| 医療保健部 | 4 | 病院事業庁 | 4 |
| 子ども・福祉部 | 5 | 教育委員会事務局 | 4 |
| 環境生活部 | 5 | 警察本部 | 2 |
| 農林水産部 | 3 | | |
| 雇用経済部 | 3 | 合 計 | 50 |

2 財務以外の事務の執行に関する監査結果の概要

公務上の服務規律違反、個人情報の漏えい、その他事務の執行に関する不適切な事案の発生状況等について監査を実施した。

その結果、財務以外の事務の執行に関する指摘は39件であり、監査事項の内容による分類ごとの指摘数は、次表のとおりである。

[財務以外の事務の執行に関する指摘数]

(単位：件)

| 分類 | 服務規律 違反 | 個人情報の 漏えい | 公表資料の 誤り | その他不適切 な事案 | 計 |
|-----|------------|--------------|-------------|---------------|----|
| 指摘数 | 5 | 5 | 5 | 24 | 39 |

① 服務規律違反

生徒への体罰や暴言、公文書の誤廃棄等、改善を要する指摘は5件であった。

② 個人情報の漏えい

インターネットメールの誤送信による個人情報の漏えい事案等、改善を要する指摘は5件であった。

③ 公表資料の誤り

新型コロナウイルス感染症患者の死亡者数の公表誤り等、改善を要する指摘は5件であった。

④ その他財務以外の事務の執行に関する不適切な事案

外国人技能実習生に交付した基礎級技能検定合格証書の実技試験科目の記載漏れや人権センターの多目的ホール使用料の過大徴収等、改善を要する指摘は24件であった。

3 財務の執行に関する監査結果の概要

財務の執行に関する指摘は259件であり、監査事項の内容による分類ごとの指摘数は、次表のとおりである。

[財務の執行に関する指摘数]

(単位：件)

| 分類 | 収入に關 する事務 | 支出に關 する事務 | 人件費 | 財産管理 等の状況 | 交通事故 | その他 | 計 |
|-----|--------------|--------------|-----|--------------|------|-----|-----|
| 指摘数 | 90 | 68 | 8 | 25 | 56 | 12 | 259 |

なお、財務の執行に関する監査事項ごとの監査結果の概要は、以下のとおりである。

(1) 収入に関する事務

① 収入未済

収納促進の取組、債権処理計画の目標達成状況等について監査を実施した。

その結果、県税及び県税以外の収入未済額については、136億6,854万3,719円（対前年度比102.2%）と前年度に比べ2億9,928万5,646円増加しており、令和4年度に新たに発生した収入未済の指摘は48件であった。

また、令和4年度の債権処理計画における回収対象について、処理実績額は1億1,640万9,976円と、目標額1億3,441万538円を下回り、計画を策定した62債権中、37債権で処理目標額を達成していなかったため、債権処理計画の目標達成状況に関する指摘は37件であった。

なお、督促状の発付漏れ等、事務処理誤りによる指摘は5件であった。

② 収入事務

歳入戻出の発生理由等について監査を実施した。

その結果、改善を要する指摘はなかった。

(2) 支出に関する事務

① 業務委託

執行伺い、契約手続、契約変更等について、173件の業務委託契約を抽出し、監査を実施した。

その結果、執行伺いに関する指摘が11件、契約手続に関する指摘が10件など、改善を要する指摘は合計34件であった。

② 公共工事等

公共工事、調査・設計等業務委託の事務手続等について、26件の公共工事契約、21件の調査・設計等業務委託契約を抽出し、監査を実施した。

その結果、改善を要する指摘はなかった。

③ 補助金等

交付要綱・交付要領等の整備状況、交付手続等について、56件の補助金等事業を抽出し、監査を実施した。

その結果、交付手続に関する指摘が2件など、改善を要する指摘は合計4件であった。

④ 旅費

旅行命令・精算手続、復命について、150件の旅行を抽出し、監査を実施した。

その結果、旅行命令手續に関する改善を要する指摘は1件であった。

⑤ その他の支出事務

歳出戻入や入札中止の発生理由等について監査を実施した。

その結果、歳出戻入に関する指摘が17件、事務処理誤りによる入札中止に関する指摘が12件あり、改善を要する指摘は合計29件であった。

(3) 人件費

扶養手当、住居手当、通勤手当の認定事務等について監査を実施した。

その結果、扶養手当に関する指摘が6件、住居手当に関する指摘が2件あり、改善を要する指摘は合計8件であった。

(4) 財産管理等の状況

① 公有財産の管理

公有財産の管理状況等について監査を実施した。

その結果、道路管理瑕疵が 11 件など、公有財産の管理に関して改善を要する指摘は合計 15 件であった。

② 金品亡失（損傷）

物品等の紛失・損傷の発生状況について監査を実施した。

ただし、明らかに県又は職員に過失がないもの及び損害額 10 万円未満のものは、原則として除外している。

その結果、パソコンや公用車の損傷等、改善を要する指摘は合計 10 件であった。

③ 公有財産の滅失・き損

公有財産の滅失・き損の発生状況について監査を実施した。

ただし、明らかに県又は職員に過失がないもの及び損害額 10 万円未満のものは、原則として除外している。

その結果、改善を要する指摘はなかった。

④ 公共用地の未登記

過年度未登記の解消に向けた取組等について監査を実施した。

その結果、改善を要する指摘はなかった。

(5) 交通事故

公用車での交通事故の発生状況について監査を実施した。

ただし、明らかに県又は職員に過失がないもの及び損害額 10 万円未満のものは原則として除外し、人身事故は損害額に関わらず指摘している。

その結果、物損事故が 53 件、人身事故が 3 件あり、改善を要する指摘は合計 56 件であった。

(6) その他

他の監査事項に該当しない改善を要する指摘は、金品亡失（損傷）報告書の提出遅延等に関する指摘が 8 件など、改善を要する指摘は合計 12 件であった。

第3 監査の意見

総務部

1 事業の執行に関する意見

(1) コンプライアンスの推進

「みえ元気プラン」においては、コンプライアンスの推進を行財政改革で注力して取り組む3つの柱の一つとして位置づけ、全庁をあげて取り組んでいる中、令和4年度の知事部局職員の懲戒処分については、飲酒運転により1人が免職となったほか、公文書の不適切な取扱いにより2人が処分されている。また不適切な事務処理については、個人メールアドレスの流出などが発生している。さらに、職員が関係した交通事故の発生件数は78件で、前年度と比べて22件増加するとともに、平成28年度以降で最多となった。

これらの事案は、県行政に対する県民の信頼を損なうものであることから、引き続き、コンプライアンス意識の向上に取り組むとともに、発生した事案の原因や背景を分析したうえで対策を講じるなど、内部統制制度も活用し、再発防止の徹底に努められたい。

(人事課)

(2) 持続可能な財政運営の確立

令和4年度決算においては、前年度（令和3年度）が例年ない地方交付税の追加交付などの要因で大きく改善した反動により、経常収支比率と実質公債費比率はいずれも前年度より悪化した中で、令和2年度との比較ではいずれも改善しているなど改善傾向を維持しているが、中長期的には高い水準で推移している。

本県の財政状況は、県税収入や主要な財政指標などにおいて改善傾向が認められるが、原油価格や物価の高騰などが県内経済に与える影響について注視する必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、国からの関連交付金の見直しが想定されることから、関連事業の実施に係る財源確保が課題となる。さらに、高齢化の進展に伴い社会保障関係経費は今後も高い水準で推移することが見込まれるなど、今後の財政状況については先行きが見通せないものもあり、慎重な財政運営を継続する必要がある。

県では、「みえ元気プラン」の中で、限られた予算で喫緊の課題に的確に対応しつつ持続可能な行財政運営が確保できるよう県財政の基盤強化に向けた取組を進めていることから、県税収入の確保や財産の有効活用及び未利用財産の売却等による多様な財源確保に取り組むとともに、DXによる業務改善の推進や適切な維持管理の実施による県有施設の長寿命化、公債費負担の平準化などによる経常的な支出の抑制等に取り組むことにより、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な財政運営の基盤を確立されたい。

(財政課)

(3) 県税収入未済額の縮減

令和4年度における県税の収入未済額は約26億1,500万円となり、前年度の約27億4,200万円より約1億2,700万円減少し、平成以降での最少額を更新したが依然として多額である。

その中で、市町が賦課徴収する個人県民税の収入未済額については、年々減少しているものの、県税の収入未済額全体の76.7%を占めているため、各県税事務所に設置し

た市町連携窓口を通じた取組や三重地方税管理回収機構への職員派遣などにより市町や同機構との連携を継続するとともに、個人県民税特別徴収義務者の指定の徹底に引き続き取り組むなど、県税の収入未済額の縮減に努められたい。

(税収確保課)

(4) 物品の適正管理

令和4年度における金品亡失（損傷）の発生件数は179件と、前年度の157件と比較して22件増加しており、依然として公用車の事故や職員の不注意等によるパソコンの損傷が多数発生していることから、今まで以上に効果のある取組を進める必要がある。

このため、職員一人ひとりの県有財産に対する管理意識の向上を一層図りながら、効果のあった取組事例を調査し各所属や職員に対して共有するほか、金品亡失（損傷）防止に効果が期待できる装置や物品の活用、マイボトル普及の取組との連携等を検討するなど、有効な対策を講じられたい。

(人事課)

(5) 社会及び行政におけるDXの推進

県では、令和2年6月に「みえデジタル戦略推進計画」を策定するとともに、県民等がDXに取り組む第一歩を踏み出すためのワンストップ相談窓口としてのみえDXセンターの設置、県及び市町の人材育成、市町における自治体情報システムの標準化、県における行政手続のデジタル化やデジタル技術を活用した業務プロセス改革等の取組を進めてきたが、社会におけるデジタル化の加速、コロナ禍によって顕在化したデジタル化の遅れなどの課題に対応するため、令和4年12月に同計画を「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画（みえデジプラン）」へ全面的に改定し、誰もがデジタルの恩恵を受けることができる社会の実現に向け取り組んでいる。

こうした中、自治体情報システムの標準化については、市町において、期限である令和7年度末の標準準拠システムへの移行に向けた取組が進められているが、移行経費の増加や開発・移行時期の集中による作業の遅れが懸念されている。このため、期限までに移行できるよう、引き続き三重県・市町DX推進協議会等を通じて、他県の先進事例の情報提供やコスト削減対策を検討するなど、市町や県の関係部局を支援されたい。

また、県民の利便性向上に向け、県における行政手続のデジタル化を進める必要があることから、これまでの取組の成果も検証しながら、引き続き、人材育成や事務処理プロセスの改善により業務の効率化を進めるとともに、「行政手続デジタル化方針」（令和4年4月）に沿って行政手続のデジタル化を推進し、県民負担の軽減を図るなど県民サービスの向上に努められたい。

(デジタル戦略企画課、デジタル改革推進課)

2 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内容 | 箇所名 |
|--------|--------------------------------------|-----------|
| ア 収入未済 | ① 収入未済額が令和4年度末現在 2,677,859,501円であった。 | (別表1のとおり) |

[別表1 収入未済額の状況]

| 収入未済科目等 | 令和4年度 | | 令和3年度 | |
|-------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|
| 県税等 (桑名県税事務所) | 現年度 | 123,079,771 円 | 現年度 | 115,676,699 円 |
| | 過年度 | 176,819,968 円 | 過年度 | 205,575,517 円 |
| | 小計 | 299,899,739 円 | 小計 | 321,252,216 円 |
| 県税等 (四日市県税事務所) | 現年度 | 365,954,203 円 | 現年度 | 350,146,521 円 |
| | 過年度 | 355,789,467 円 | 過年度 | 388,329,131 円 |
| | 小計 | 721,743,670 円 | 小計 | 738,475,652 円 |
| 県税等 (鈴鹿県税事務所) | 現年度 | 158,966,185 円 | 現年度 | 97,589,274 円 |
| | 過年度 | 247,617,107 円 | 過年度 | 288,207,687 円 |
| | 小計 | 406,583,292 円 | 小計 | 385,796,961 円 |
| 県税等 (津総合県税事務所) | 現年度 | 93,273,926 円 | 現年度 | 86,195,451 円 |
| | 過年度 | 147,882,879 円 | 過年度 | 177,549,711 円 |
| | 小計 | 241,156,805 円 | 小計 | 263,745,162 円 |
| 県税等 (松阪県税事務所) | 現年度 | 102,334,579 円 | 現年度 | 85,621,307 円 |
| | 過年度 | 161,056,858 円 | 過年度 | 198,685,055 円 |
| | 小計 | 263,391,437 円 | 小計 | 284,306,362 円 |
| 県税等 (伊勢県税事務所) | 現年度 | 60,581,430 円 | 現年度 | 75,250,705 円 |
| | 過年度 | 80,767,023 円 | 過年度 | 94,095,573 円 |
| | 小計 | 141,348,453 円 | 小計 | 169,346,278 円 |
| 県税等 (伊賀県税事務所) | 現年度 | 243,460,580 円 | 現年度 | 241,235,880 円 |
| | 過年度 | 221,249,771 円 | 過年度 | 231,368,626 円 |
| | 小計 | 464,710,351 円 | 小計 | 472,604,506 円 |
| 県税等 (紀州県税事務所) | 現年度 | 11,133,620 円 | 現年度 | 18,930,579 円 |
| | 過年度 | 53,576,160 円 | 過年度 | 58,782,607 円 |
| | 小計 | 64,709,780 円 | 小計 | 77,713,186 円 |
| 県税 (自動車税事務所) | 現年度 | 25,885,301 円 | 現年度 | 28,553,851 円 |
| | 過年度 | 48,430,673 円 | 過年度 | 59,937,779 円 |
| | 小計 | 74,315,974 円 | 小計 | 88,491,630 円 |
| 合計 | 現年度 | 1,184,669,595 円 | 現年度 | 1,099,200,267 円 |
| | 過年度 | 1,493,189,906 円 | 過年度 | 1,702,531,686 円 |
| | 合計 | 2,677,859,501 円 | 合計 | 2,801,731,953 円 |

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|------------|------------------------------|-------|
| ア その他の支出事務 | ① 通信運搬費の事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。 | 総務課 |

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|------------|--------------------------------|-------|
| ア 金品亡失(損傷) | ① 非接触型検温システムの損傷(修繕額 110,000 円) | 秘書課 |

(4) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|--|---------|
| ① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 10,505 円、相手 104,500 円) | 伊勢県税事務所 |

※ 内容欄の「県○○円」は、公用車の修繕で県が支出した金額等であり、「相手○○円」は、県等が契約している自動車保険から相手方に支払われた金額である。

政策企画部

1 事業の執行に関する意見

(1) 高等教育機関との連携等による若者の県内定着の促進

若者の県内定着さらには地域を担う人材の確保に向けて始められた県立大学設置の検討については、令和3年度の有識者会議による検討や学びの需要調査等に引き続き、令和4年度には、具体的な大学像を設定したうえで、県内事業者へのアンケート調査やそれらを基にした費用対効果の試算を行うとともに、県内高等教育機関に対する定員増に向けた意向調査等が実施され、令和5年度に新たな有識者会議を設置し、その知見等を参考に判断を行うこととされた。

新たな大学の設置については、設立までに相当な期間を要すること、費用対効果の試算への評価、人口減少下での大学経営、大学の設置等に係る国の施策や県内の動向、新設以外の手法等さまざまな検討課題があることから、大学設置の目的を踏まえたうえで、それらについて総合的に検討し、判断をする必要がある。

このため、県立大学設置の検討については、人口減少対策が喫緊の課題であることも踏まえ、若者の県内定着につながるあらゆる視点に立ったさまざまな手法に視野を広げて、慎重に検討したうえで早期に判断されたい。

(政策企画総務課)

(2) 人口減少対策の推進

令和2年の国勢調査結果によると、本県の総人口は約177万人であり、平成27年からの減少率は2.51%とこれまでで最大となるなど、本県の人口の減少は深刻な状況にある。令和4年度は、「三重県人口減少対策推進本部」(令和4年3月設置)に引き続き市町が参画する「みえ人口減少対策連携会議」を立ち上げるなど、人口減少対策に係る推進体制の強化を図っているが、近年は自然減が1万人を超えるなど人口減少が進み、令和5年8月1日現在の総人口は約173万人(三重県月別人口統計調査結果)となっている。

このため、令和5年8月に策定された「三重県人口減少対策方針」に基づき、結婚や子育ての支援、若者の働く場の確保、女性の働きやすい職場づくり、生活の利便性の向上、賑わいの創出、移住・Uターン促進等、集中的・効果的な対策に全庁をあげて取り組んでいるところである。

今後は、本県の人口の減少幅を緩やかにしながら、自立的かつ持続的な地域社会の発展につなげていくため、県民一人ひとりの多様な価値観や生き方を尊重することを基本に、引き続き先進的な事例・調査・分析の結果も活用しながら、市町をはじめとした多様な主体とも連携し、人口減少対策方針に基づく事業に取り組むとともに、司令塔として各部局の取組の進捗状況や成果を検証し改善するなど、人口減少対策を強力に推進されたい。

(人口減少対策課)

2 財務の執行に関する意見

(1) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|--------|--|-------|
| ア 補助金等 | ① 【令和4年就業構造基本調査事務市町交付金】 ・ 年度内に概算払精算書を受理していなかったため、年度内に精算を行っていなかった。 | 統計課 |

地域連携・交通部

1 事業の執行に関する意見

(1) 移住の促進

令和4年度における県及び市町の施策を利用した県外からの移住者数は577人であり、平成27年度以降、毎年度、前年度実績を上回る増加を続けているが、若者の県外への転出超過等により、令和4年の転出超過数は3,875人となっており、本県の社会減による人口減少は深刻な状況にある。

このため、本県への移住や定着を促進するため、令和5年8月に策定された「三重県人口減少対策方針」に基づき、市町や関係部局と連携し、引き続き、きめ細かな相談対応や仕事、住まい、暮らし等に関する情報発信の充実に努めるとともに、移住者の定着状況等を把握し、移住者を受け入れる態勢の充実や移住者が住み続けたいと思える地域づくりに取り組まれたい。

(移住促進課)

(2) 地籍調査事業の促進

地籍調査は、土地をめぐる行政活動・経済活動全ての基礎データを築くものであるが、本県における地籍調査の進捗率は全国的にみても大きく立ち遅れしており早急な取組が求められている中で、国の予算の制約や市町における人的資源の不足等により、令和4年度における地籍調査の実施面積は5.4km²と、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年度～11年度）に基づく県計画における目標値7.0km²を下回っており、毎年度目標が達成されていない。

地籍調査の遅れは、円滑な土地利用や今後発生が懸念される大規模災害時の迅速な復旧・復興等に支障をきたすおそれがあることから、地籍調査の進捗率が低い市町や地籍調査を休止している市町に対して重点的に働きかけを行うとともに、国の予算の確保、優先度が高いと考えられる地域の重点化、効率的な地籍調査手法の導入等により、市町において効果的・効率的に地籍調査事業が進むよう支援されたい。

(水資源・地域プロジェクト課)

(3) 生活交通の確保及び活性化

地域公共交通については、人口減少等の影響による移動需要の縮小に加えて、新型コロナウィルス感染症の拡大や燃料価格等の高騰により、鉄道、バス等の交通事業者は厳しい経営状況にあり、JR関西本線については、令和4年4月にJR西日本によって、地域における移動手段の確保を議論するために課題を共有したいとして公表された輸送密度2,000人未満の路線に該当していることから、地域鉄道や在来線等の利用促進が課題となっている。また、高齢化が進む郊外型団地や交通不便地域において、自動車等の交通手段を持たない高齢者や通学者等のための移動手段の確保が課題となっている。

このため、国、関係府県、沿線市町、地域住民、交通事業者等と連携し、持続可能な公共交通の確保・充実に向け、利用者の裾野を拡大するための事業の実施等、地域鉄道や在来線等の利用促進や利便性向上に取り組まれたい。また、交通不便地域等においては、モデル事業をはじめとした本格運行につながる取組を支援していくことにより、地域の実情に応じた新たな移動手段の確保に取り組まれたい。

(交通政策課)

(4) 競技スポーツ及び地域スポーツの推進

三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯の獲得に向けて、選手やチームの強化、指導者の養成など競技力の向上に計画的に取り組んできた結果、国体の成績や全国大会の入賞数は着実に向かっている。また、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向け新たな競技施設が整備されるとともに大会運営に携わる競技役員等の人材が育成されるなど、多くの「スポーツ資源」が各地域に残された。

しかしながら、これまで積み上げてきた競技力を一過性のものとすることなく、維持・向上を図っていく必要があるとともに、選手の強化活動を支援しているパラアスリートについては、専門のコーチや同じレベルの練習パートナーの不足が課題となっている。

このため、引き続きこれまで培ってきたノウハウを活用するとともに、新しい知識や技術を取り入れながら選手、チームに対する支援や優れた指導者の養成を行うことにより安定的な競技力を確保するとともに、パラアスリートについては、個々の選手の状況に応じた効果的で細かな支援に努められたい。

また、各地域のスポーツ資源を有効に活用し、誰もが日常的にスポーツにふれ親しむ機会の拡充や健康づくり、スポーツを通じたまちづくりなどに取り組まれたい。

(競技力向上対策課、スポーツ推進課)

(5) 南部地域の活性化の推進

南部地域では、若者の流出等による人口減少が大きな課題となる中、地域の活性化に向け、南部地域活性化基金の活用により市町等が連携して行う取組を支援してきたが、近年は活用額が減少している。また、市町における関係人口創出の動きの中で、県による「度会県プロジェクト」は令和4年度末で終了した。

このため、引き続き、市町をはじめ、関係部局や団体、民間企業等と連携を図りながら、南部地域活性化基金を有効に活用し、定住の促進や若者の働く場の確保など安心して暮らし続けることができる地域づくりをより効果的に進めるとともに、南部地域ならではの特色ある資源を磨き上げるなどにより、引き続き「関係人口」の創出・深化に取り組まれたい。

特に、東紀州地域においては、令和6年の熊野古道世界遺産登録20周年を見据え、熊野古道伊勢路沿道の市町や（一社）東紀州地域振興公社等、さらには近隣県とも連携し、「拠点滞在型観光」を推進するための受入環境整備や観光情報の発信など観光誘客に取り組むとともに、新たな担い手の確保など持続可能な熊野古道の保全体制の構築に取り組まれたい。

(南部地域振興企画課、東紀州振興課)

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|--|--------|
| (1) 県内市町の令和4年度普通会計当初予算の概要に係る公表資料に誤りがあった。 | 市町行財政課 |

3 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|--------|--|-----------|
| ア 収入未済 | ① 収入未済額が令和4年度末現在 110,675円あり、前年度と比べて110,675円増加していた。 | (別表1のとおり) |

[別表1 収入未済額の状況]

| 収入未済科目等 | 令和4年度 | 令和3年度 |
|----------------------|--------------|--------|
| 弁償金 (桑名地域防災総合事務所) | 現年度 110,675円 | 現年度 —円 |
| | 過年度 —円 | 過年度 —円 |
| | 小計 110,675円 | 小計 —円 |
| 合計 | 現年度 110,675円 | 現年度 —円 |
| | 過年度 —円 | 過年度 —円 |
| | 合計 110,675円 | 合計 —円 |

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|------------|-------------------------------------|-------------|
| ア その他の支出事務 | ① 手数料の事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。 | 松阪地域防災総合事務所 |
| | ② 消耗品費の二重払い等の事務処理誤りによる歳出戻入を2件行っていた。 | 紀南地域活性化局 |

(3) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|--|------------|
| ① 物損事故 (負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県0円、相手187,946円) | 南勢志摩地域活性化局 |
| ② 物損事故 (負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県148,214円、相手550,000円) | |

※ 内容欄の「県○○円」は、公用車の修繕で県が支出した金額等であり、「相手○○円」は、県等が契約している自動車保険から相手方に支払われた金額である。

防災対策部

1 事業の執行に関する意見

(1) 防災意識の醸成と効果的な防災情報の提供

南海トラフ地震の近い将来の発生が想定されている中で、激甚化する風水害による被害は全国的に多発しているが、「防災に関する県民意識調査」では、「東日本大震災発生時には防災意識を持ったが、時間の経過とともに危機意識が薄れつつある」と答えた県民の割合は、令和元年度は30.7%であったが、2年度は34.8%、3年度は35.3%、4年度には51.5%になるなど、防災意識の低下が懸念されている。

このため、市町やみえ防災・減災センター等と連携し、次代の地域防災を担う若者をはじめとした防災人材の育成を図るとともに、実践的な防災訓練や啓発イベントに加え、防災研修等のさまざまな機会において災害に関する記録映像を活用するなどにより、防災意識の醸成に取り組まれたい。

また、同調査によると、「防災みえ.jp」を「知らない」と回答した人の割合は、令和2年度は40.0%であったものが、令和4年度には45.5%となるなど認知度が下がってきてている。近年は、テレビ、ラジオだけでなくインターネットやSNS等の多様なツールで防災情報が提供されているが、「防災みえ.jp」は、多言語に対応しているとともに、情報を必要とする人に向けたメールやSNS等によるプッシュ型の通知が可能となっている。

このため、必要な情報が必要とする人に迅速かつ正確に提供されるよう、県内における災害・避難情報等の収集に努めるとともに、「防災みえ.jp」の操作性や利便性の向上を図るなど、その特長も生かし、効果的な防災情報の提供に取り組まれたい。

(災害対策推進課、地域防災推進課)

(2) 消防団の消防力の充実・強化への取組

南海トラフ地震の近い将来の発生が想定されており、また激甚化する風水害による被害が全国的に多発している状況の中で、災害や非常事態の発生時において地域防災力の中核を担う消防団については、役割は拡大するとともに、地域住民の期待は高まっている。

しかしながら、人口減少・高齢化の進展、被雇用者数の増加などにより、団員数は減少するとともに、若年消防団員が減少し、平均年齢も上昇してきている。

このため、市町や三重県消防協会と連携し、事業者への理解も求めながら、若年層の団員確保に注力するとともに、被雇用者や消防団OB、女性や学生等について、広報や大規模災害時などに活動や役割を限定した機能別消防団員制度を活用し確保するなど、裾野を広げる取組を積極的に進めることで、市町における消防団の消防力の充実・強化に取り組まれたい。

(消防・保安課)

(3) 市町における防災・減災対策に対する支援

市町における防災・減災対策については、これまで、地区防災計画や津波避難計画さらには避難行動要支援者の個別避難計画等の作成支援を行っている。また、市町の図上訓練等については、訓練内容の企画・立案や運営等の支援に取り組むとともに訓練に参加するなど連携強化等にも取り組んでいるが、災害時において県と市町が一体となつた

災害対策活動を行うためには、平常時からの切れ目のない連携が必要である。

このため、令和4年12月に総括支援員等を新たに設けるなど体制を強化した三重県災害対策本部緊急派遣チームについては、地域防災総合事務所及び地域活性化局とも連携し、大規模災害発生時に被災市町のニーズ把握等の機能を十分果たせるよう、継続的な研修及び実効性のある訓練等に取り組まれたい。

また、避難を必要とする全ての人が適切に避難できるよう、津波避難タワーや避難路等の津波避難施設の整備、夜間等の避難が困難な状況にあっても確実に避難できる体制の確立などの避難対策について、令和5年3月に策定した「三重県防災・減災アクションプラン」に基づきハード、ソフトの両面から着実に支援を進められたい。

(災害即応・連携課、地域防災推進課)

医療保健部

1 事業の執行に関する意見

(1) 医療分野の人材確保

本県の人口 10 万人あたりの医師数は、令和 2 年 12 月末現在で 231.6 人（全国 35 位）と全国平均の 256.6 人を下回っており、診療科別では、麻酔科、救急科等が全国最下位となっている。厚生労働省が設定した医師偏在指標では、本県は「医師少数都道府県」とされ、また、東紀州圏域は「医師少数区域」に分類されているとともに、三重県医師確保計画では局所的に医師が少ない地域を「医師少数スポット」と定めている。

このため、医師については、引き続き、医師修学資金の貸与等により県内医療機関で勤務する医師数の確保に取り組むとともに、三重県地域医療支援センターの「キャリア形成プログラム」の運用を促すことなどにより、「医師少数スポット」を含めた地域偏在及び診療科偏在の解消に取り組まれたい。

一方、本県の人口 10 万人あたりの看護師数は、令和 2 年 12 月末現在で 1,009.2 人（全国 35 位）と全国平均の 1,015.4 人を下回っており、看護職員の離職率も増加している。

このため、看護職員については、引き続き、働きやすい職場環境づくりに取り組み、人材確保、定着促進、離職率改善等を図るとともに、三重県ナースセンターでの就業斡旋や届出制度「とどけるん」の周知と活用により、潜在看護職員の復職促進に努められたい。

（医療人材課）

(2) 介護施設サービスの充実及び介護人材の確保

介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数は、令和 3 年度の 178 人から令和 4 年度は 96 人に減少しているが、特別養護老人ホームの整備定員数は令和 5 年度末の目標 11,384 床に対し令和 4 年度末で 10,882 床となっており、施設建設費の高騰や介護人材の不足等により、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」（令和 3 年 3 月）の計画どおりに進んでいない。

また、令和 4 年度の県内有効求人倍率は、全業種が 1.40 倍のところ介護分野に限ると 4.09 倍と高く、介護関係職の求人充足率はわずか 10.1% となっている。介護人材需給推計によると、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年には、更に供給不足が見込まれるなど介護人材確保は喫緊の課題である。

このため、施設サービスの必要性が高い高齢者に、良質な福祉・介護サービスが提供されるよう、引き続き、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備に係る支援、福祉人材センター運営事業等による介護人材の安定的な確保や資質の向上、ＩＣＴや介護ロボットの導入等による業務の効率化等、関係機関と連携して取り組まれたい。

（長寿介護課）

(3) 感染症対策の推進

令和 4 年 6 月からの新型コロナウイルス感染症第 7 波においては「B A. 5 対策強化宣言」を発出し、10 月からの第 8 波では「医療ひつ迫防止アラート」を発出するなど、県民や事業者に基本的な感染対策の徹底を呼びかけるとともに、三重県検査キット配布・陽性者登録センターの設置、社会的検査や無料検査の実施、ワクチン県営集団接種会場の設置、患者受入病床の増床や宿泊療養施設の増室等、各種体制の整備が図られた。

これらの取組もあり、新規感染者数や病床使用率等が減少傾向となり感染状況が落ち

着く中で、令和5年5月から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたが、今後の新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の拡大については予断は許されず、また、令和4年12月に成立した改正感染症法により、「三重県感染症予防計画」については、新興感染症に対応するため令和5年度末までに改定することが求められている。

このため、5類感染症への変更後において、再び社会に混乱が生じることのないよう予防・検査・医療提供等、流行状況に合わせた万全の体制を構築するとともに、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組や課題を踏まえ、三重県感染症予防計画の改定を進められたい。

(感染症対策課、感染症情報・検査プロジェクトチーム、
医療体制整備・調整プロジェクトチーム、宿泊・自宅療養プロジェクトチーム)

(4) 生きづらさを抱える人の支援体制づくり

令和4年3月に策定した「三重県ひきこもり支援推進計画」においては、「ひきこもり地域支援センター」(以下「センター」という。)は、精神保健に係る専門相談、支援者のスキルアップ、関係機関とのネットワークづくり等を担う機関として位置づけられ、ひきこもり当事者や支援者からの専門的な相談に応じるとともに、正しい知識や対応方法を学ぶ家族教室や支援者向けのスキルアップ研修を実施している。また、市町や関係機関で構築する「ひきこもり支援ネットワーク会議」を設け、事例検討会等を開催するなど、支援に係る関係機関との連携強化や機能の充実を図っている。

当事者は、相談機関に自ら相談に赴くことが難しく、当事者やその家族を早期に相談機関につなげる必要があるが、センターの周知が不足していること、身近な相談機関である市町や関係機関とセンターの連携が十分でないこと、「ひきこもり支援ネットワーク会議」等における課題共有や方向性の検討が不十分であることなどから、センターにおける相談件数は他の都道府県に比べ少なく、相談者が必要な支援サービスにつながりにくい状況にある。

このため、センターの周知を図るとともに、「ひきこもり支援ネットワーク会議」を有効に活用し事例検討会を重ねるなど市町や関係機関との関係づくりを強化し、必要に応じて市町等職員による当事者への訪問にセンター職員が同行するなど、相談体制の充実に取り組むことにより支援体制の強化に努められたい。

(健康推進課)

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|--------------------------------------|-------------------|
| (1) 委託業者による個人情報の漏えい事案があった。 | 長寿介護課 |
| (2) 新型コロナウイルス感染症に係る死亡者数の公表に誤りがあった。 | 感染症情報・検査プロジェクトチーム |
| (3) 新型コロナウイルス感染症に係る陽性者の調査と公表に漏れがあつた。 | 感染症情報・検査プロジェクトチーム |
| (4) 県広報紙の記載内容に誤りがあった。 | 薬務課 |

3 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|--------|-----------------------------------|-------------|
| ア 収入未済 | ① 収入未済額が令和4年度末現在 10,653,234 円あつた。 | (別表 1 のとおり) |
| | ② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 | (別表 2 のとおり) |

[別表 1 収入未済額の状況]

| 収入未済科目等 | 令和4年度 | 令和3年度 |
|--|------------------|------------------|
| 看護師養成貸付金返還金 (医療人材課) | 現年度 一 円 | 現年度 342,000 円 |
| | 過年度 1,593,000 円 | 過年度 1,611,000 円 |
| | 小計 1,593,000 円 | 小計 1,953,000 円 |
| 高齢者住宅整備資金貸付金 (長寿介護課) | 現年度 一 円 | 現年度 一 円 |
| | 過年度 7,510,518 円 | 過年度 9,062,370 円 |
| | 小計 7,510,518 円 | 小計 9,062,370 円 |
| 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金(慰労金・介護分)返還金 (長寿介護課) | 現年度 一 円 | 現年度 2,000 円 |
| | 過年度 一 円 | 過年度 一 円 |
| | 小計 一 円 | 小計 2,000 円 |
| 雑入 (健康推進課) | 現年度 一 円 | 現年度 228 円 |
| | 過年度 一 円 | 過年度 一 円 |
| | 小計 一 円 | 小計 228 円 |
| 雑入(被爆者健康管理手当過渡) (津保健所) | 現年度 一 円 | 現年度 一 円 |
| | 過年度 273,860 円 | 過年度 273,860 円 |
| | 小計 273,860 円 | 小計 273,860 円 |
| 雑入(違約金) (保健環境研究所) | 現年度 一 円 | 現年度 1,275,856 円 |
| | 過年度 1,275,856 円 | 過年度 一 円 |
| | 小計 1,275,856 円 | 小計 1,275,856 円 |
| 合計 | 現年度 一 円 | 現年度 1,620,084 円 |
| | 過年度 10,653,234 円 | 過年度 10,947,230 円 |
| | 合計 10,653,234 円 | 合計 12,567,314 円 |

[別表 2 債権処理計画における回収目標と実績(未達成の債権)]

| 債権名 | 令和4年度回収目標額 | 令和4年度回収実績額 |
|-------------------------|-------------|------------|
| 被爆者健康管理手当返還金 (健康推進課) | 273,860 円 | 一 円 |
| 看護師等修学資金貸付金 (医療人材課) | 1,953,000 円 | 360,000 円 |
| 契約違約金 (感染症対策課) | 1,275,856 円 | 一 円 |

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内容 | 箇所名 |
|------------|--|------------|
| ア 業務委託 | ① 【結核接触者健康診断等業務委託】 <ul style="list-style-type: none">・ 執行伺いを作成していなかった。・ 予定価格を作成していなかった。・ 隨意契約理由が適切でなかった。 | 松阪保健所 |
| | ② 【薬物相談ネットワーク整備事業】 <ul style="list-style-type: none">・ 執行伺いを作成していなかった。 | こころの健康センター |
| | ③ 【医師派遣業務委託】 <ul style="list-style-type: none">・ 検査日及び検査員の記録がなかった。 | |
| | ④ 【バイオクリーン・バイオセーフティ設備及び排気燃焼装置保守点検業務委託】 <ul style="list-style-type: none">・ 執行伺いを作成していなかった。 | 保健環境研究所 |
| | ⑤ 【三重県保健環境研究所清掃業務委託】 <ul style="list-style-type: none">・ 債務負担行為を適切な時期に設定していなかった。 | |
| イ 補助金等 | ① 【三重県新型インフルエンザ等患者入院医療機関等施設・設備整備事業補助金】 <ul style="list-style-type: none">・ 検査日及び検査員の記録がなかった。 | 感染症対策課 |
| ウ その他の支出事務 | ① 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 | 保健環境研究所 |

(3) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|--------------------------|-------|
| ① 物損事故 (物損額：県 108,350 円) | 伊勢保健所 |

※ 内容欄の「県○○円」は、公用車の修繕で県が支出した金額等であり、「相手○○円」は、県等が契約している自動車保険から相手方に支払われた金額である。

(4) その他

財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|---------------------------------|---------|
| ① 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。 | 松阪保健所 |
| ② 年度当初に行う支出負担行為に必要な決裁を受けていなかった。 | 保健環境研究所 |

子ども・福祉部

1 事業の執行に関する意見

(1) 生きづらさを抱える人の支援体制づくり

ひきこもり支援については、令和4年3月に策定した「三重県ひきこもり支援推進計画」に基づき、「ひきこもり支援ネットワーク会議」を中心に、相談支援の充実や強化、アウトリーチ支援員の増員、ひきこもり支援ハンドブックの作成、SNS等を活用した理解促進に向けた情報発信等を行っている。

しかしながら、県内のひきこもり状態にある人は、内閣府の調査結果を基に単純推計すると約2万人と考えられるが、令和3年度に実施した民生委員・児童委員へのアンケート結果では1,270人となっているなど実態の把握が難しく、相談支援機関等の必要な支援サービスにつながりにくい状況にある。ひきこもり期間が長期間になるほど社会とのつながりを取り戻すことが一層困難になることから、潜在的なひきこもり当事者へのアプローチを含む早期の対応が求められるとともに、地域社会におけるひきこもりに対するマイナスイメージや偏見が根強く存在していることからも、ひきこもりに関する理解の促進や支援の取組を含めた普及啓発等を行う必要がある。

このため、支援を必要とする人を早期に相談機関等につなげられるよう、引き続き実態の把握に努めながら、福祉、保健、医療、雇用、教育等の分野を超えた相談機能の連携、情報の発信、居場所の提供等、切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、ひきこもりに対する偏見等の払拭や理解の促進等に一層取り組まれたい。

(地域福祉課)

(2) 生活困窮者の生活保障と自立支援

生活保護開始件数については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中令和4年度は、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付等の生活困窮者に対する支援もあり微増であったが、食料品や電気料金などの度重なる物価の上昇の影響等もあり、令和5年度に入ってからは前年を上回る状況が続いている。

また、特例貸付の償還が令和5年1月から本格的に開始されたが、償還の免除や猶予の適用を受けた件数は、償還対象の約3割（令和5年6月末）となっており、借入世帯の生活状況が再び悪化することが懸念されている。

このため、引き続き生活再建に支援が必要な借受人には、一人ひとりの実情に応じたきめ細かな支援に努めるとともに、自立相談や就労準備などの自立や就労に向けた各種支援事業を効果的に行うことにより、生活困窮者等の個々の状況に応じた適切な支援に取り組まれたい。

(地域福祉課)

(3) 障がい者に対する虐待防止と差別解消

障がい者に対する虐待については、市町や障害者福祉施設等の職員に対する専門研修をはじめ未然防止に向けた取組を行っているが、令和3年度の障がい者虐待に関する相談・通報・受付等の件数は134件で、そのうち虐待と認定された件数は前年度から3件増加の46件と増加傾向にある。

このため、引き続き、専門研修等により理解の促進と資質の向上を図るなど、虐待の未然防止や対応力の強化に取り組まれたい。また、虐待が発生した施設等に対しては、施設が作成した改善計画に基づく改善状況を定期的に把握し、適切な指導に努められた

い。

また、障がい者の差別解消については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月施行)や「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」(平成31年4月全面施行)において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的な配慮の提供が規定されたことから、広く普及啓発に取り組むとともに、専門相談員を配置して差別事案に関する相談体制を整えている。

しかしながら、相談件数は僅かな状況であるとともに、事業者において努力義務にとどまっていた合理的配慮の提供が令和6年4月から義務化されることから、一層の周知が必要となっている。

このため、障がい者の権利擁護に向け、障がい者に対する理解の促進や社会的障壁の除去の重要性についてさまざまな機会をとらえて普及啓発に取り組むとともに、全ての事業者において合理的配慮の提供が行われるよう周知、啓発の取組を進められたい。

(障がい福祉課)

(4) 少子化対策の推進

少子化対策については、これまで「第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(令和2年3月策定)に基づき、合計特殊出生率を希望出生率である1.8台に引き上げることをめざし、ライフステージに応じた切れ目のない取組を進めてきたが、令和4年度の合計特殊出生率は1.40と前年度より0.03ポイント減少し、低下傾向が続いている。

主な要因は、婚姻数の減少のほか、子育てに関する経済的な負担、仕事との両立、保育所等の受け皿の未整備といった子育ての環境に関するものであり、早急な対策が求められている。

このため、令和5年8月に策定した「三重県人口減少対策方針」に基づき、関係部局が連携しながら効果的な少子化対策に取り組むとともに、県民の子育てに対する安心感を醸成するため、令和5年度に創設した「みえ子ども・子育て応援総合補助金」により、子ども・子育て施策の主たる担い手である市町の創意工夫を凝らした事業を支援するなど、子育てに関するさまざまな環境の整備に努められたい。

また、令和5年4月1日時点の保育所待機児童数は103人と前年同時期に比べて39人増加しているなど、保育所や放課後児童クラブ等の子どもを預けられる受け皿の整備は急務となっている。

このため、市町の施設整備に対する支援を適切に実施するとともに、保育士等キャリアアップ研修制度による保育士の処遇改善をはじめ、保育支援者の雇用やICTの活用などによる離職防止、潜在保育士の就労相談や研修などにより、保育士や放課後児童支援員等の人材確保に努められたい。

(少子化対策課、子どもの育ち支援課)

(5) 児童虐待の防止

令和4年度の児童虐待相談対応件数は2,408件と前年度に比べ261件増加しており、過去最多となっている中、児童虐待への対応については、児童福祉司や児童心理司等の専門職の増員により体制を強化するとともに、AIを活用した児童虐待対応支援システム(AiCAN)の導入により対応の迅速化や業務の効率化等を図ってきたが、令和5年5月に虐待による死亡事案が発生した。

このため、引き続き、児童虐待への対応に向け、専門人材の育成に努めながら、目視による安全の確認、リスクに応じた判断力の強化、関係機関との連携強化等の抜本的な

見直しに取り組むとともに、A I の活用のあり方も含め、死亡事案の検証を行うために設けられた第三者委員会から出される意見等を踏まえ、徹底した再発防止策に取り組まれたい。

(子ども福祉・虐待対策課)

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|--|----------|
| (1) 保存期間満了前及び三重県公文書等管理審査会の意見聴取前に公文書を誤廃棄していた。 | 紀北福祉事務所 |
| (2) 保存期間満了前及び三重県公文書等管理審査会の意見聴取前に公文書の誤廃棄が3件あった。 | 紀南福祉事務所 |
| (3) 業務委託先による個人情報の漏えい事案があった。 | 児童相談センター |

3 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項 目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|--------|---|-----------|
| ア 収入未済 | ① 収入未済額が令和4年度末現在537,493,252円あり、前年度と比べて4,363,109円増加していた。 | (別表1のとおり) |
| | ② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 | (別表2のとおり) |

[別表1 収入未済額の状況]

| 収入未済科目等 | 令和4年度 | 令和3年度 |
|--------------------------------|---|---|
| 障害者住宅整備資金貸付金 (障がい福祉課) | 現年度 一 円 過年度 8,209,408 円 小計 8,209,408 円 | 現年度 一 円 過年度 8,449,838 円 小計 8,449,838 円 |
| 心身障害者扶養共済事業費負担金 (障がい福祉課) | 現年度 一 円 過年度 3,396,580 円 小計 3,396,580 円 | 現年度 69,600 円 過年度 3,649,480 円 小計 3,719,080 円 |
| 心身障害者扶養共済給付金返納金 (障がい福祉課) | 現年度 一 円 過年度 240,000 円 小計 240,000 円 | 現年度 一 円 過年度 240,000 円 小計 240,000 円 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金 (子ども福祉・虐待対策課) | 現年度 20,471,598 円 過年度 287,006,892 円 小計 307,478,490 円 | 現年度 24,292,729 円 過年度 299,496,233 円 小計 323,788,962 円 |
| 児童扶養手当返還金 (子ども福祉・虐待対策課) | 現年度 229,370 円 過年度 13,019,120 円 小計 13,248,490 円 | 現年度 1,073,650 円 過年度 12,941,950 円 小計 14,015,600 円 |

| 収入未済科目等 | 令和4年度 | | 令和3年度 | |
|---|-------|---------------|-------|---------------|
| 生活保護費返還金 (津保健所) | 現年度 | 一 円 | 現年度 | 一 円 |
| | 過年度 | 3,899,549 円 | 過年度 | 5,699,546 円 |
| | 小計 | 3,899,549 円 | 小計 | 5,699,546 円 |
| 生活保護費返還金 (伊賀保健所) | 現年度 | 一 円 | 現年度 | 一 円 |
| | 過年度 | 8,619,249 円 | 過年度 | 9,802,685 円 |
| | 小計 | 8,619,249 円 | 小計 | 9,802,685 円 |
| 生活保護費返還金 (北勢福祉事務所) | 現年度 | 10,317,430 円 | 現年度 | 9,694,453 円 |
| | 過年度 | 29,207,786 円 | 過年度 | 22,167,097 円 |
| | 小計 | 39,525,216 円 | 小計 | 31,861,550 円 |
| 生活保護費返還金等 (多気度会福祉事務所) | 現年度 | 4,119,749 円 | 現年度 | 6,407,540 円 |
| | 過年度 | 57,867,101 円 | 過年度 | 53,809,444 円 |
| | 小計 | 61,986,850 円 | 小計 | 60,216,984 円 |
| 生活保護費返還金 (紀北福祉事務所) | 現年度 | 392,372 円 | 現年度 | 973,903 円 |
| | 過年度 | 1,951,913 円 | 過年度 | 1,163,418 円 |
| | 小計 | 2,344,285 円 | 小計 | 2,137,321 円 |
| 生活保護費返還金等 (紀南福祉事務所) | 現年度 | 1,610,437 円 | 現年度 | 351,768 円 |
| | 過年度 | 894,346 円 | 過年度 | 1,018,674 円 |
| | 小計 | 2,504,783 円 | 小計 | 1,370,442 円 |
| 児童措置費負担金等 (児童相談センター) | 現年度 | 21,131,620 円 | 現年度 | 18,605,431 円 |
| | 過年度 | 60,537,521 円 | 過年度 | 50,486,636 円 |
| | 小計 | 81,669,141 円 | 小計 | 69,092,067 円 |
| 国児学園保護費負担金等 (国児学園) | 現年度 | 1,446,796 円 | 現年度 | 294,218 円 |
| | 過年度 | 1,195,410 円 | 過年度 | 1,070,200 円 |
| | 小計 | 2,642,206 円 | 小計 | 1,364,418 円 |
| 子ども心身発達医療センター使用料及び手数料等 (子ども心身発達医療センター) | 現年度 | 710,214 円 | 現年度 | 603,254 円 |
| | 過年度 | 1,018,791 円 | 過年度 | 768,396 円 |
| | 小計 | 1,729,005 円 | 小計 | 1,371,650 円 |
| 合計 | 現年度 | 60,429,586 円 | 現年度 | 62,366,546 円 |
| | 過年度 | 477,063,666 円 | 過年度 | 470,763,597 円 |
| | 合計 | 537,493,252 円 | 合計 | 533,130,143 円 |

[別表2 債権処理計画における回収目標と実績（未達成の債権）]

| 債権名 | 令和4年度回収目標額 | 令和4年度回収実績額 |
|-------------------------------|-------------|-------------|
| 生活保護費返還金（強制徴収公債権） (地域福祉課) | 1,652,952 円 | 1,483,328 円 |
| 障害児入所施設措置費保護者等負担金 (障がい福祉課) | 256,800 円 | 249,400 円 |
| 知的障害者施設入所者負担金 (障がい福祉課) | 136,400 円 | 1,000 円 |
| 障害者住宅整備資金貸付金 (障がい福祉課) | 474,430 円 | 240,430 円 |
| 心身障害者扶養共済事業費負担金 (障がい福祉課) | 375,300 円 | 322,500 円 |

| 債権名 | 令和4年度回収目標額 | 令和4年度回収実績額 |
|--|-------------|-------------|
| 児童措置費負担金 (子ども福祉・虐待対策課) | 1,702,690 円 | 1,591,100 円 |
| 国児学園保護費負担金 (子ども福祉・虐待対策課) | 225,160 円 | 137,000 円 |
| 子ども心身発達医療センター使用料及び手数料 (子ども福祉・虐待対策課) | 442,727 円 | 352,859 円 |

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|------------|---|--------------|
| ア 業務委託 | ① 【児童虐待進行管理モニター強化事業（中勢児童相談所管内）業務委託】 ・ 予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 ・ 予定価格調書の予定価格が積算設計金額を上回っていた。 | 児童相談センタ ー |
| イ 補助金等 | ① 【三重県交通施設バリアフリー化設備モデル整備事業費補助金】 ・ 交付申請書提出期日を定めていなかった。 | 地域福祉課 |
| ウ その他の支出事務 | ① 手数料の支払額誤りによる歳出戻入を行っていた。 | 紀北福祉事務所 |

(3) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|--|--------------|
| ① 物損事故 (負担割合：県 80%、相手 20%) (物損額：県 321,077 円、相手 91,498 円) | 北勢福祉事務所 |
| ② 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 325,710 円) | 児童相談センタ ー |
| ③ 物損事故 (負担割合：県 10%、相手 90%) (物損額：県 372,724 円、相手 102,600 円) | |
| ④ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 229,545 円、相手 0 円) | |

※ 内容欄の「県○○円」は、公用車の修繕で県が支出した金額等であり、「相手○○円」は、県等が契約している自動車保険から相手方に支払われた金額である。

環境生活部

1 事業の執行に関する意見

(1) 交通安全対策の推進

令和4年の交通事故死者数は前年に比べ2人減少の60人となり、4年連続減少し記録が残る昭和29年以降の最少記録を更新したが、人口10万人あたりの死者数は全国ワースト7位（前年6位）の状況である。

その中で、交通事故死者数のうち65歳以上の高齢者は、前年より1人増加の41人、構成率は前年より3.8ポイント増加の68.3%と死者数の約7割を占めているとともに、飲酒運転による人身事故件数は前年より14件増加の42件と新型コロナウイルス感染症拡大以前の状況に戻りつつある。

近年、全国における交通事故全体に占める自転車関連事故の割合が高まっていることを踏まえて、自転車損害賠償責任保険等への加入の義務付けなどが行われたが、民間損害保険会社による全国調査では、本県の加入率は54.2%で全国平均の63.5%を大きく下回っている。さらに、令和5年4月の道路交通法改正により、自転車を利用する全ての人に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化された。

このため、引き続き関係機関と連携を図り、三重県交通安全条例等に基づく広報啓発をはじめ、特に高齢者及び自転車が当事者となる交通事故対策に重点を置いた交通安全教育の実施や飲酒運転の根絶に向けた取組を強化するとともに、自転車損害賠償責任保険等の加入率の向上や自転車利用者へのヘルメット着用等については、学校行事や商業施設での広報活動等を通じてより効果的な啓発に取り組まれたい。

（くらし・交通安全課）

(2) 人権が尊重される社会づくりの推進

人権が尊重される社会づくりの推進については、「三重県人権施策基本方針」（平成27年12月改定）及び「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（令和2年3月策定）に基づき、差別や人権侵害を受ける当事者の立場に立った人権施策を推進しており、令和5年4月には「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づく相談・紛争解決体制が整備され、相談対応を迅速かつ的確に行うため、人権センターに弁護士等のアドバイザーが配置されている。

こうした中で、近年は、インターネットやSNS上でのプライバシーの侵害や個人等への誹謗中傷、性的指向・性自認に関する人権侵害等の新たな人権課題が発生している。

このため、引き続き国や市町をはじめさまざまな主体と連携・協働し、効果的な啓発や研修等を実施するとともに、条例を踏まえた相談体制等の充実や相談窓口職員の資質向上に努め、差別を解消し、人権が尊重される社会づくりを推進されたい。

また、インターネット等の利用については、関係機関と連携し、特に若年層を中心により効果的な啓発活動に努めるとともに、引き続き、インターネット等への差別的な書き込みの監視を行い、人権侵害にあたる書き込み等を早期に発見し、管理者等に対して削除要請を行うなどの取組を推進されたい。

（人権課）

(3) ダイバーシティの推進

ダイバーシティ社会の推進については、「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会～」（平成29年12月）を策定し、ダイバーシティの考え方の浸透を図る取組を進めており、特にL G B Tをはじめとする多様な性的指向や性自認については、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」（令和3年4月）が施行され、県民向けの啓発イベントの実施や「みえにじいろ相談（電話・S N S）」の開設とともに、「三重県パートナーシップ宣誓制度」（令和3年9月）の運用、サービスが利用できる機関・事業者等の拡充が図られている。

そうした中で、国においては、国や自治体、企業、学校に対して、性的指向やジェンダー・アイデンティティの多様性に関する理解の増進を求める「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年6月）が施行され、国民への知識の着実な普及や相談体制の整備等が図られることとなった。

県民の理解がまだ十分とはいえない中で、当事者が偏見を持たれたり、社会生活上の制約を受けたりすることがないよう、県民一人ひとりが性の多様性について理解し、お互いに多様な生き方を認め合うことができる社会をめざし、引き続き、国の動向や全国の先進的な取組も踏まえるなど、一層の県民への普及・啓発や相談体制の充実等に努められたい。

（ダイバーシティ社会推進課）

(4) 産業廃棄物不法投棄等の未然防止策の徹底

令和4年度に新たに確認された産業廃棄物の不法投棄量は前年度に比べ479トン減少の509トンと大幅に改善しているものの、不法投棄件数は53件と前年度に比べ19件増加しており、依然として不法投棄が後を絶たない状況にある。また、過去に発生した産業廃棄物の不適正処理事案に係る行政代執行は「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」（以下「産廃特措法」という。）に基づく国の財政的支援を受けられる期限である令和4年度末までに全て事業が完了したが、行政代執行費用に係る収入未済額は、令和4年度末現在で約75億8,000万円と前年度末に比べ約4億8,000万円の増加となっている。

このため、産業廃棄物処理業者等が不適正処理を行わないよう監視・指導を強化するとともに、排出事業者が責任を持って適正処理を行うよう、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく排出事業者責任の普及啓発、電子マニフェスト制度及び優良認定処理業者制度の活用促進等に取り組まれたい。また、自動運用型ドローン、スマートフォンによる通報システム等新たな技術を活用し不法投棄等の未然防止、早期発見に取り組まれたい。

また、産廃特措法に基づく財政的支援を受けた事案については、事業終了後においても引き続き、定期的なパトロールによる状況確認や水質モニタリング等に取り組まれたい。

（廃棄物対策課、廃棄物監視・指導課）

(5) R D F焼却・発電事業の終了に伴う市町等への支援等

R D F焼却・発電事業の終了に伴う対応としては、新たなごみ処理体制への移行に向けて関係市町等が設置した検討会等へ参画するとともに、市町間の調整、技術的支援、さらには「ポストR D Fに向けた施設整備等補助金」による施設整備等に対する支援を進めている。また、事業の総括については、企業庁と連携して、「R D F焼却・発電事業の総括」を取りまとめている。

今後も引き続き、市町等に対し技術的支援や施設整備等に対する支援を的確に行うとともに、ごみ処理行政に混乱を招くなど市町との信頼関係を大きく損ねることとなった合意形成のプロセス、市町等に生じさせた重い財政負担や労力、それらを含めた事業の構築等の過程における課題等、R D F 焼却・発電事業の検証で得られた教訓等を将来にわたり継承されたい。

(資源循環推進課)

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|---------------------------|--------|
| (1) 多目的ホール使用料に係る徴収誤りがあった。 | 人権センター |

3 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項 目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|--------|---|-----------|
| ア 収入未済 | ① 収入未済額が令和4年度末現在7,579,701,073円あり、前年度と比べて483,061,901円増加していた。 | (別表1のとおり) |

[別表1 収入未済額の状況]

| 収入未済科目等 | 令和4年度 | 令和3年度 |
|--|---------------------|---------------------|
| 民法第702条「管理者の費用償還請求権」に基づく事務管理費用 (廃棄物対策課) | 現年度 一 円 | 現年度 一 円 |
| | 過年度 42,877 円 | 過年度 42,877 円 |
| | 小計 42,877 円 | 小計 42,877 円 |
| 産業廃棄物の不適正処理に係る行政代執行費用 (廃棄物対策課) | 現年度 484,145,901 円 | 現年度 824,116,300 円 |
| | 過年度 7,095,512,295 円 | 過年度 6,272,479,995 円 |
| | 小計 7,579,658,196 円 | 小計 7,096,596,295 円 |
| 合計 | 現年度 484,145,901 円 | 現年度 824,116,300 円 |
| | 過年度 7,095,555,172 円 | 過年度 6,272,522,872 円 |
| | 合計 7,579,701,073 円 | 合計 7,096,639,172 円 |

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項 目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|------------|--------------------------|--------|
| ア その他の支出事務 | ① 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 | 廃棄物対策課 |

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|------------|---------------------------------------|--------|
| ア 公有財産の管理 | ① 教育財産の貸付に係る教育財産使用許可（貸付）台帳を整理していなかった。 | 美術館 |
| イ 金品亡失（損傷） | ① 帯電防止型エアラインマスクの紛失（損害額 198,760 円） | 廃棄物対策課 |

(4) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|---------------------------|---------|
| ① 物損事故（物損額：県 649,399 円廃車） | 保健環境研究所 |

※ 内容欄の「県○○円」は、公用車の修繕で県が支出した金額等であり、「相手○○円」は、県等が契約している自動車保険から相手方に支払われた金額である。

(5) その他

財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|---------------------------|---------|
| ① 金品亡失（損傷） 報告書の提出が遅延していた。 | 保健環境研究所 |

農林水産部

1 事業の執行に関する意見

(1) 農業経営体の経営発展と県産農産物の安定供給

日本の食料自給率は、米の消費が減少するなどの食生活の変化により、長期的に減少傾向で推移してきたが、近年は、輸入依存度が高い小麦、大豆、油脂類等の食料や肥料・飼料等の生産資材の価格高騰により、食料安定供給上のリスクが高まってきており、本県の状況も同様と考えられる。

一方、本県の農業は、耕地の多くを水田が占め、主食用米の栽培を中心に行われているが、国内需要の減少や販売価格の低迷、燃油や資材価格の高騰等により、農業経営体の経営が厳しくなるとともに、就業者の減少や高齢化が進んでいることから、将来的には県産農産物の供給量の減少が懸念される。

このため、社会情勢をはじめ、国や世界の動向を注視しつつ、令和2年3月に策定した「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」の進捗状況等を踏まえながら、新規就業者の確保・育成や定着の促進、需要に応じた農産物の供給と研究開発、スマート農業技術の導入、肥料・飼料の国内資源利活用の推進、担い手への農地の集積・集約化、生産基盤の整備等、農業経営体の経営発展と県産農産物の安定供給に引き続き取り組まれたい。

(フードイノベーション課、担い手支援課、農産物安全・流通課、
農産園芸課、畜産課、農業基盤整備課)

(2) 林業の振興と森林づくり

森林は、水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止等、多面的な機能を有している中で、森林が県土面積の6割以上を占め、その約6割が人工林である本県において、林業は欠かすことができない産業である。

県内の森林資源の大半が本格的な利用期を迎えており、豊かな森林資源の利用を促進して林業の活性化を図る必要があるが、長期にわたる木材需要の変化や減少、木材価格の低迷等により、森林所有者の経営意欲が減退するとともに、担い手の高齢化や後継者不足が進み、適正な管理が行われていない森林が増加するなど、森林の公益的機能の低下が懸念されている。

このため、森林資源の循環利用による安定的な木材生産と持続的な林業経営が行われるとともに、森林の有する多面的機能が今後も維持され続けるよう、人材の育成や定着の促進、災害に強い森林づくり、適正な森林管理、林業の成長産業化、県産材の利用の促進等に引き続き取り組まれたい。

また、令和6年度から課税される国の森林環境税に関しては、導入の目的を踏まえ、その必要性や活用について引き続き県民の理解を得られるよう努められたい。

(森林・林業経営課、みどり共生推進課)

(3) 水産資源の維持・増大と競争力のある養殖業の構築

本県の水産業は、多様な自然環境に恵まれ、海域ごとに特性の異なる豊かな漁場を有することから、地域の特色を生かした多種多様な漁船漁業や養殖業が営まれ、漁村地域の主幹産業として、全国有数の生産量を誇っている。

しかし、近年は、気候変動に伴う漁場環境の悪化により漁獲量や養殖生産量が減少するとともに、食生活の変化やコロナ禍による外食需要の減少等の影響で水産物の消費が

低迷し、産出額は減少の一途をたどっている。加えて、就業者の減少や高齢化も進んでいる。

このため、水産業の成長産業化や持続的な発展により、水産物の安定的な供給が行われるよう、新規就業者の確保・育成や定着の促進、他部局や関係機関とも連携した漁場環境の改善による水産資源の回復、漁場環境の変化に適応する養殖種苗の生産や養殖技術の開発、需要の回復に向けた販路拡大等に引き続き取り組まれたい。

(水産振興課、水産資源管理課、水産基盤整備課)

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|---------------------|---------|
| (1) 個人情報の漏えい事案があった。 | 松阪農林事務所 |

3 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項 目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|--------|----------------------------------|-----------|
| ア 収入未済 | ① 収入未済額が令和4年度末現在 70,652,429円あつた。 | (別表1のとおり) |
| | ② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 | (別表2のとおり) |

[別表1 収入未済額の状況]

| 収入未済科目等 | 令和4年度 | 令和3年度 |
|---|------------------|------------------|
| 農業改良資金貸付金及び違約金 (扱い手支援課) | 現年度 一 円 | 現年度 一 円 |
| | 過年度 35,871,003 円 | 過年度 36,847,621 円 |
| | 小計 35,871,003 円 | 小計 36,847,621 円 |
| 新規就農者総合支援事業費補助金 返還金及び延滞金 (扱い手支援課) | 現年度 一 円 | 現年度 1,500,000 円 |
| | 過年度 2,997,487 円 | 過年度 1,497,487 円 |
| | 小計 2,997,487 円 | 小計 2,997,487 円 |
| 旧三重県中央卸売市場施設使用料 (農産物安全・流通課) | 現年度 一 円 | 現年度 一 円 |
| | 過年度 3,667,923 円 | 過年度 3,821,812 円 |
| | 小計 3,667,923 円 | 小計 3,821,812 円 |
| 旧三重県中央卸売市場電気水道料 (農産物安全・流通課) | 現年度 一 円 | 現年度 一 円 |
| | 過年度 977,313 円 | 過年度 977,313 円 |
| | 小計 977,313 円 | 小計 977,313 円 |
| 林業・木材産業改善資金貸付金及び違約金 (森林・林業経営課) | 現年度 一 円 | 現年度 一 円 |
| | 過年度 一 円 | 過年度 469,946 円 |
| | 小計 一 円 | 小計 469,946 円 |
| 沿岸漁業改善資金貸付金及び違約金 (水産振興課) | 現年度 一 円 | 現年度 一 円 |
| | 過年度 27,138,703 円 | 過年度 27,634,703 円 |
| | 小計 27,138,703 円 | 小計 27,634,703 円 |

| 収入未済科目等 | 令和4年度 | 令和3年度 |
|---------|---|--|
| 合計 | 現年度 一 円 過年度 70,652,429 円 合計 70,652,429 円 | 現年度 1,500,000 円 過年度 71,248,882 円 合計 72,748,882 円 |

[別表2 債権処理計画における回収目標と実績（未達成の債権）]

| 債権名 | 令和4年度回収目標額 | 令和4年度回収実績額 |
|---|-------------|------------|
| 農業改良資金貸付金及び違約金 (担い手支援課) | 1,093,618 円 | 976,618 円 |
| 新規就農者総合支援事業費補助金 返還金及び延滞金 (担い手支援課) | 2,997,487 円 | 一 円 |
| 旧三重県中央卸売市場施設使用料 (農産物安全・流通課) | 173,889 円 | 153,889 円 |
| 旧三重県中央卸売市場電気水道料 (農産物安全・流通課) | 30,000 円 | 一 円 |
| 林業・木材産業改善資金貸付金及び違約金 (森林・林業経営課) | 140,000 円 | 一 円 |
| 沿岸漁業改善資金貸付金及び違約金 (水産振興課) | 637,000 円 | 496,000 円 |

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|------------|--|---|
| ア 業務委託 | ① 【みえ森林ワークブック作成業務委託】 ・ 予定価格算定に係る積算根拠が適切でなかった。 | 林業研究所 |
| イ 補助金等 | ① 【団体営ため池等整備事業費補助金】 ・ 履行確認の記録がなかった。 | 伊賀農林事務所 |
| ウ その他の支出事務 | ① 補助金の事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。 ② 事務処理誤りによる開札後の入札中止があつた。 ③ 事務処理誤りによる開札後の入札中止が2件あつた。 ④ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があつた。 | 桑名農政事務所 津農林水産事務所 伊勢農林水産事務所 中央家畜保健衛生所 |

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|------------|-------------------------------------|-------|
| ア 金品流失（損傷） | ① 自動撮影カメラ 2 台及び付属品の盗難（損害額 19,080 円） | 農業研究所 |

(4) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|--|-----------|
| ① 物損事故 (物損額：相手 103,878 円) | 四日市農林事務所 |
| ② 物損事故 (物損額：相手 244,882 円) | 松阪農林事務所 |
| ③ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 199,430 円、相手 266,975 円) | 伊勢農林水産事務所 |
| ④ 物損事故 (物損額：県 0 円廃車) | 尾鷲農林水産事務所 |

※ 内容欄の「県○○円」は、公用車の修繕で県が支出した金額等であり、「相手○○円」は、県等が契約している自動車保険から相手方に支払われた金額である。

(5) その他

財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|-----------------------------|--------|
| ① 会計事務自己検査で、後期検査を実施していなかった。 | 病害虫防除所 |

雇用経済部

1 事業の執行に関する意見

(1) 時代の変化に対応した経済対策の推進

新型コロナウィルス感染症の感染法上の位置づけが5類感染症に変更されるなど、日常生活がコロナ前の状況に戻るとともに経済が緩やかに持ち直しつつある中、コロナ禍からの回復を後押しするため、県内事業者に対し、借換えの促進等の金融支援や生産性向上に向けた経営支援、取引機会や販路の拡大といった支援を進めてきた。

不安定な国際情勢や円安等、複合的な要因による原材料の高騰や製品の供給不足等が続く中、世界的なカーボンニュートラルの流れや、経済安全保障面でのサプライチェーンの国内回帰など、国内外の社会経済情勢は変化し、本県の基幹産業である自動車関連産業のEV化への対応や、サプライチェーン全体でのCO₂削減、変革に対応できる人材の育成等が課題となっている。

このため、引き続き、市町、経済団体、金融機関等の関係者と連携し、「ゼロエミッションみえ」プロジェクトにより成長産業育成や競争力強化を推進するとともに、中小企業・小規模企業の生産性向上や業態転換等を支援するなど、社会経済情勢の変化に対応した経済対策を進められたい。

(雇用経済総務課、雇用対策課、障がい者雇用・就労促進課、県産品振興課、新産業振興課、中小企業・サービス産業振興課、産業イノベーション推進課、企業誘致推進課)

(2) 首都圏営業拠点「三重テラス」を活用した三重の魅力発信

首都圏営業拠点「三重テラス」は、平成30年度から令和4年度までの第2ステージをとおして約220万人が来館しており、その間に三重の魅力の効果的な情報発信をはじめとして、「三重ファン」の積極的な拡大、県産品の販路拡大や誘客の増加に取り組んできたが、三重テラスの成果を評価する4つの指標のうち、三重の魅力体験者数をはじめとする2指標が3年連続目標値を下回り、第2ステージの総括評価においては、東京事務所との役割分担を含めた運営体制の見直しや、財政負担軽減などが課題とされていた。

令和5年度からの第3ステージでは、第3ステージ運営方針に基づき、三重テラスの拠点機能を更に強化するため、新たにマネジメント業務を委託し、首都圏と本県のさまざまな関係者のつながりを促進するコミュニティマネージャーや観光・総合案内コンシェルジュを配置するとともに、対面販売やテストマーケティングの場を常設することとし、三重らしさを演出するための改裝を行い、令和5年9月16日にリニューアルオープンした。

このため、第2ステージでの総括評価における課題を含め、第3ステージ運営方針に基づく取組の効果を検証しながら、首都圏における三重の魅力発信拠点として効果的な三重の情報発信に努めるとともに、関係者のつながりを促進するなど、本県への人の流れを作るためのインフラとして最大限活用されたい。

(県産品振興課)

(3) 定住促進、人口還流に資する産業活動の活性化と働く場の充実

新型コロナウィルス感染症の感染法上の位置づけが5類感染症に変更されるなど、日常生活がコロナ前の状況に戻るとともに経済が緩やかに持ち直しつつある中、本県にお

ける人口の社会減は近年は4,000人前後で推移し、その約8割が進学や就職時に県外に移動する若者であり、特に20代前半の女性の転出超過数は同年代男性の約2.5倍となっており深刻な状況にある。

令和5年8月に策定された「三重県人口減少対策方針」では、「人口の還流」が重要な視点とされるとともに、求職者のニーズと働く場とのミスマッチの解消や、中小企業・小規模企業の高付加価値化、女性の働きやすい職場づくりの支援等の取組方向が示されていることから、企業誘致、生産性向上、労働環境の整備といった産業政策や雇用政策が人口の社会減対策において果たす役割は大きい。

このため、同方針に示された取組方向に沿って各施策を推進するとともに、誰もが安心して働くことができる企業の情報発信や育成、誘致を行うなど、社会減対策という視点も入れた産業政策と雇用政策を、国、市町、企業等とも連携し、総合的に推進されたい。

(雇用経済総務課、雇用対策課、障がい者雇用・就労促進課、県産品振興課、新産業振興課、中小企業・サービス産業振興課、産業イノベーション推進課、企業誘致推進課)

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|----------------------------------|--------------|
| (1) 基礎級技能検定合格証書の実技試験科目に記載漏れがあった。 | 障がい者雇用・就労促進課 |
| (2) 2021年工場立地動向調査結果の公表に誤りがあった。 | 企業誘致推進課 |

3 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項 目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|--------|-------------------------------------|-----------|
| ア 収入未済 | ① 収入未済額が令和4年度末現在2,492,757,265円であった。 | (別表1のとおり) |
| | ② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 | (別表2のとおり) |

[別表1 収入未済額の状況]

| 収入未済科目等 | 令和4年度 | 令和3年度 |
|----------------|------------------|------------------|
| (雇用経済総務課) | 現年度 129,000 円 | 現年度 一 円 |
| | 過年度 109,254 円 | 過年度 539,254 円 |
| | 小計 238,254 円 | 小計 539,254 円 |
| (障がい者雇用・就労促進課) | 現年度 一 円 | 現年度 一 円 |
| | 過年度 38,896,384 円 | 過年度 39,127,292 円 |
| | 小計 38,896,384 円 | 小計 39,127,292 円 |

| 収入未済科目等 | 令和4年度 | | 令和3年度 | |
|--|------------------|--|------------------|--|
| 中小企業高度化資金貸付金 (中小企業・サービス産業振興課) | 現年度 過年度 小計 | 一円 2,420,517,172円 2,420,517,172円 | 現年度 過年度 小計 | 一円 2,461,395,172円 2,461,395,172円 |
| 中小企業設備近代化資金貸付金 (中小企業・サービス産業振興課) | 現年度 過年度 小計 | 一円 24,910,949円 24,910,949円 | 現年度 過年度 小計 | 一円 33,308,949円 33,308,949円 |
| 新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金返還金 (中小企業・サービス産業振興課) | 現年度 過年度 小計 | 1,222,000円 6,132,000円 7,354,000円 | 現年度 過年度 小計 | 5,795,000円 827,000円 6,622,000円 |
| 飲食店等事業継続支援金返還金 (中小企業・サービス産業振興課) | 現年度 過年度 小計 | 774,081円 66,425円 840,506円 | 現年度 過年度 小計 | 238,493円 一円 238,493円 |
| 合計 | 現年度 過年度 合計 | 2,125,081円 2,490,632,184円 2,492,757,265円 | 現年度 過年度 合計 | 6,033,493円 2,535,197,667円 2,541,231,160円 |

[別表2 債権処理計画における回収目標と実績（未達成の債権）]

| 債権名 | 令和4年度回収目標額 | 令和4年度回収実績額 |
|--|------------|------------|
| 中小企業従業員住宅家屋貸下料 (障がい者雇用・就労促進課) | 672,000円 | 230,908円 |
| 新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金返還金 (中小企業・サービス産業振興課) | 1,200,000円 | 490,000円 |
| 飲食店等事業継続支援金返還金 (中小企業・サービス産業振興課) | 238,493円 | 172,068円 |

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|------------|----------------------------|--------------|
| ア その他の支出事務 | ① 事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。 | 産業イノベーション推進課 |
| | ② 光熱水費の支払額誤りによる歳出戻入を行っていた。 | 関西事務所 |

(3) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|-------------------------------|-------|
| ① 物損事故 (物損額：県 110,000円) | 計量検定所 |
| ② 物損事故 (物損額：県 110,110円) | 工業研究所 |
| ③ 物損事故 (物損額：県 0円、相手 300,239円) | |

※ 内容欄の「県○○円」は、公用車の修繕で県が支出した金額等であり、「相手○○円」は、県等が契約している自動車保険から相手方に支払われた金額である。

観光部

1 事業の執行に関する意見

(1) 観光産業の振興

県内の観光産業が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、国内誘客では、全国旅行支援事業の実施等による県内旅行需要の喚起や、県内での周遊促進等に取り組むとともに、海外誘客では、WebやSNS等による情報発信、海外レップ（営業代理人）と連携した誘客プロモーション等に取り組んできている。

こうした中、令和4年の県全体の観光消費額は前年比707億円増の4,269億円と回復傾向にあるものの、外国人延べ宿泊者数については、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策が令和4年10月に緩和され、4.9万人と前年比3.2万人の増加となつたが、「みえ元気プラン」の令和4年度の目標値を大きく下回っている。

このため、大阪・関西万博や次期式年遷宮等も見据え、市町、観光関連事業者及び観光地域づくり法人（DMO）等と連携し、拠点滞在型観光の推進、戦略的な観光マーケティング、国内・インバウンド誘客、さらには人材の確保、域内調達等の取組を一層展開することにより持続可能な観光地づくりに取り組まれたい。

また、現在の「三重県観光振興基本計画」は令和5年度が計画の最終年度となるため、これまでの取組の検証を行うとともに、観光産業の振興が明記された「三重県人口減少対策方針」（令和5年8月）の視点も取り入れて必要な見直しを進められたい。

（観光総務課、観光戦略課、観光振興課、観光誘客推進課、海外誘客課）

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があつたので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|----------------------------|---------|
| (1) 委託業者による個人情報の漏えい事案があつた。 | 観光誘客推進課 |
| (2) 委託業者によるシステム障害事案があつた。 | |

3 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があつたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項 目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|--------|--|------------------------|
| ア 収入未済 | ① 収入未済額が令和4年度末現在5,396,466円あつた。 ② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 | (別表1のとおり) (別表2のとおり) |

〔別表1 収入未済額の状況〕

| 収入未済科目等 | 令和4年度 | 令和3年度 |
|----------------------|------------------|-----------------------------------|
| サンアリーナ使用料 (観光総務課) | 現年度 過年度 小計 | — 円 5,396,466 円 5,396,466 円 |
| | 現年度 過年度 合計 | — 円 5,396,466 円 5,396,466 円 |
| | 現年度 過年度 合計 | — 円 5,396,466 円 5,396,466 円 |
| 合計 | 現年度 過年度 合計 | — 円 5,396,466 円 5,396,466 円 |

〔別表2 債権処理計画における回収目標と実績（未達成の債権）〕

| 債権名 | 令和4年度回収目標額 | 令和4年度回収実績額 |
|----------------------|------------|------------|
| サンアリーナ使用料 (観光総務課) | 100,000 円 | — 円 |

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|--------|---|-------|
| ア 業務委託 | ① 【魅力的な観光地づくり補助金事業運営業務委託】 ・ 予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 | 観光戦略課 |
| | ② 【三重県観光マーケティングプラットフォーム利活用支援業務委託】 ・ 予定価格算定に係る積算根拠が適切でなかった。 | |
| | ③ 【三重県観光マーケティングプラットフォーム参画促進等及び人材育成業務委託】 ・ 予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 ・ 物件関係落札停止措置に係る報告をしていなかった。 | |
| | ④ 【C P P と連携した観光コンテンツ整備委託業務】 ・ 予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 | |
| | ⑤ 【三重県情報発信コンサルティング業務委託】 ・ 予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 | 海外誘客課 |

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|------------|-----------|---------|
| ア 金品亡失（損傷） | ① 倉庫の鍵の紛失 | 観光誘客推進課 |

(4) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|---|-------|
| ① 物損事故 （負担割合：県 100%、相手 0%） （物損額：県 461,542 円廃車、相手 1,255,850 円） （治療費等：県 0 円、相手 16,080 円） | 観光振興課 |

※ 内容欄の「県〇〇円」は、公用車の修繕で県が支出した金額等であり、「相手〇〇円」は、県等が契約している自動車保険から相手方に支払われた金額である。

(5) その他

財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|---------------------------|-------|
| ① 金品亡失（損傷） 報告書の提出が遅延していた。 | 観光振興課 |

国土整備部

1 事業の執行に関する意見

(1) 水災害に負けない強靭な県土づくりの推進

気候変動の影響に伴う降雨量の増大が、土砂災害や河川の氾濫等の災害リスクを高めることが懸念されているため、国の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく「5年後の達成目標（令和3年度～7年度）」を毎年改定し、河川堆積土砂の撤去や堤防整備、砂防堰堤等による避難所等の保全といった災害対策を強力かつ計画的に進めている。

しかしながら、これらの治水対策は長い年月や多大な費用を要するため、目標対策完了年の令和7年度末でも対策完了率が50%に満たないものもあり、ハード面の治水対策を行うだけでは十分な対策となっていない。

このため、引き続き河川堆積土砂の撤去、堤防やダム整備等、「5年後の達成目標」実現に向けて計画的に着実に取り組むとともに、河川流域全体のあらゆる関係者が一体となって水災害リスクの軽減に取り組む「流域治水プロジェクト」を推進することとし、圏域ごとの取組内容の拡充や具体化を進められたい。

また、「危機管理型水位計」、「簡易型河川監視カメラ」等ICT技術を活用した機器設置を拡充し、水災害リスクや土砂災害のおそれのある状況をリアルタイムに情報発信するなど、住民の安全な避難行動を促すためのわかりやすい情報提供とその普及に努められたい。

（河川課、防災砂防課）

2 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|--------|--|-----------|
| ア 収入未済 | ① 収入未済額が令和4年度末現在90,413,604円あり、前年度と比べて1,691,610円増加していた。 | （別表1のとおり） |
| | ② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 | （別表2のとおり） |

〔別表1 収入未済額の状況〕

| 収入未済科目等 | 令和4年度 | 令和3年度 |
|----------------------------|------------------|------------------|
| 賀田港廃船撤去行政代執行費用 (港湾・海岸課) | 現年度 一 円 | 現年度 一 円 |
| | 過年度 65,846,269 円 | 過年度 66,086,269 円 |
| | 小計 65,846,269 円 | 小計 66,086,269 円 |
| 公営住宅使用料 (住宅政策課) | 現年度 1,320,269 円 | 現年度 2,036,456 円 |
| | 過年度 2,853,905 円 | 過年度 3,122,241 円 |
| | 小計 4,174,174 円 | 小計 5,158,697 円 |
| 土地使用料（駐車場使用料） (住宅政策課) | 現年度 87,400 円 | 現年度 143,800 円 |
| | 過年度 307,400 円 | 過年度 364,900 円 |
| | 小計 394,800 円 | 小計 508,700 円 |

| 収入未済科目等 | 令和4年度 | | 令和3年度 | |
|--------------------------|-------|--------------|-------|--------------|
| 土地使用料（目的外使用料） (住宅政策課) | 現年度 | 一 円 | 現年度 | 一 円 |
| | 過年度 | 47,320 円 | 過年度 | 47,320 円 |
| | 小計 | 47,320 円 | 小計 | 47,320 円 |
| 弁償金 (住宅政策課) | 現年度 | 618,360 円 | 現年度 | 一 円 |
| | 過年度 | 5,693,051 円 | 過年度 | 6,391,486 円 |
| | 小計 | 6,311,411 円 | 小計 | 6,391,486 円 |
| 雑入（遅延損害金） (住宅政策課) | 現年度 | 55,000 円 | 現年度 | 151,800 円 |
| | 過年度 | 162,600 円 | 過年度 | 10,800 円 |
| | 小計 | 217,600 円 | 小計 | 162,600 円 |
| 雑入（執行費用） (住宅政策課) | 現年度 | 一 円 | 現年度 | 一 円 |
| | 過年度 | 7,448 円 | 過年度 | 7,448 円 |
| | 小計 | 7,448 円 | 小計 | 7,448 円 |
| 河川管理費負担金等 (桑名建設事務所) | 現年度 | 2,823,187 円 | 現年度 | 101,618 円 |
| | 過年度 | 515,089 円 | 過年度 | 442,119 円 |
| | 小計 | 3,338,276 円 | 小計 | 543,737 円 |
| 道路管理費負担金 (四日市建設事務所) | 現年度 | 306,785 円 | 現年度 | 一 円 |
| | 過年度 | 4,577,479 円 | 過年度 | 4,616,597 円 |
| | 小計 | 4,884,264 円 | 小計 | 4,616,597 円 |
| 道路管理費負担金 (鈴鹿建設事務所) | 現年度 | 一 円 | 現年度 | 一 円 |
| | 過年度 | 239,870 円 | 過年度 | 239,870 円 |
| | 小計 | 239,870 円 | 小計 | 239,870 円 |
| 道路管理費負担金等 (津建設事務所) | 現年度 | 34,131 円 | 現年度 | 44,496 円 |
| | 過年度 | 709,420 円 | 過年度 | 750,165 円 |
| | 小計 | 743,551 円 | 小計 | 794,661 円 |
| 道路管理費負担金等 (松阪建設事務所) | 現年度 | 433,697 円 | 現年度 | 648,031 円 |
| | 過年度 | 648,031 円 | 過年度 | 216,505 円 |
| | 小計 | 1,081,728 円 | 小計 | 864,536 円 |
| 道路管理費負担金等 (伊勢建設事務所) | 現年度 | 112,000 円 | 現年度 | 一 円 |
| | 過年度 | 133,548 円 | 過年度 | 143,548 円 |
| | 小計 | 245,548 円 | 小計 | 143,548 円 |
| 道路管理費負担金等 (志摩建設事務所) | 現年度 | 一 円 | 現年度 | 1,189,345 円 |
| | 過年度 | 1,516,663 円 | 過年度 | 599,918 円 |
| | 小計 | 1,516,663 円 | 小計 | 1,789,263 円 |
| 河川使用料 (伊賀建設事務所) | 現年度 | 一 円 | 現年度 | 2,580 円 |
| | 過年度 | 一 円 | 過年度 | 一 円 |
| | 小計 | 一 円 | 小計 | 2,580 円 |
| 弁償金等 (尾鷲建設事務所) | 現年度 | 一 円 | 現年度 | 一 円 |
| | 過年度 | 1,364,682 円 | 過年度 | 1,364,682 円 |
| | 小計 | 1,364,682 円 | 小計 | 1,364,682 円 |
| 合計 | 現年度 | 5,790,829 円 | 現年度 | 4,318,126 円 |
| | 過年度 | 84,622,775 円 | 過年度 | 84,403,868 円 |
| | 合計 | 90,413,604 円 | 合計 | 88,721,994 円 |

[別表2 債権処理計画における回収目標と実績（未達成の債権）]

| 債権名 | 令和4年度回収目標額 | 令和4年度回収実績額 |
|-------------------------|-------------|------------|
| 道路敷使用料 (道路管理課) | 3,840 円 | 3,190 円 |
| 道路損傷復旧費用 (道路管理課) | 3,152,043 円 | 332,318 円 |
| 延滞金 (河川使用料) (河川課) | 51,856 円 | 9,948 円 |
| 弁償金 (河川課) | 1,279,714 円 | 一 円 |
| 岸壁荷揚場その他使用料 (港湾・海岸課) | 93,119 円 | 8,151 円 |

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|----------------|----------------------------|-------------|
| ア その他の 支出事務 | ① 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 | 河川課 |
| | ② 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 | 鈴鹿建設事務所 |
| | ③ 手数料の事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。 | 伊勢建設事務所 |
| | ④ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 | 熊野建設事務所 |
| | ⑤ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 | 中南勢流域下水道事務所 |

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|----------------|--------------------------------|--------------|
| ア 公有財産の管 理 | ① 普通財産の貸付に係る管財課長への報告を行っていなかった。 | 港湾・海岸課 |
| | ② 道路管理瑕疵による事故が発生していた。 | 桑名建設事務所 |
| | ③ 道路・河川管理瑕疵による事故が3件発生してい た。 | 四日市建設事務所 |
| | ④ 道路管理瑕疵による事故が3件発生していた。 | 鈴鹿建設事務所 |
| | ⑤ 道路管理瑕疵による事故が3件発生していた。 | 津建設事務所 |
| | ⑥ 道路管理瑕疵による事故が発生していた。 | 伊勢建設事務所 |
| イ 金品亡失（損 傷） | ① 公用車の損傷（修繕額 146,256 円） | 四日市建設事務 所 |

(4) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|--|---------|
| ① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 44,770 円、相手 231,274 円) | 営繕課 |
| ② 物損事故 (物損額：県 132,737 円) | 桑名建設事務所 |
| ③ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 323,038 円) | 鈴鹿建設事務所 |
| ④ 人身事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 710,532 円廃車、相手 1,494,880 円) (治療費等：545,943 円) | |
| ⑤ 物損事故 (物損額：県 385,505 円) | 松阪建設事務所 |
| ⑥ 物損事故 (物損額：県 223,377 円) | |
| ⑦ 物損事故 (負担割合：県 20%、相手 80%) (物損額：県 85,800 円、相手 108,242 円) | 伊勢建設事務所 |
| ⑧ 物損事故 (物損額：県 444,114 円) | 伊賀建設事務所 |

※ 内容欄の「県○○円」は、公用車の修繕で県が支出した金額等であり、「相手○○円」は、県等が契約している自動車保険から相手方に支払われた金額である。

(5) その他

財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|----------------------------------|-------------------|
| ① 三重県公共工事設計積算システムの改定作業に誤りが生じていた。 | 技術管理課 |
| ② 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。 | 近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム |

出納局

1 事業の執行に関する意見

(1) 物品の適正管理

令和4年度における金品亡失（損傷）の発生件数は179件と、前年度の157件と比較して22件増加しており、依然として公用車の事故や職員の不注意等によるパソコンの損傷が多数発生していることから、今まで以上に効果のある取組を進める必要がある。

このため、職員一人ひとりの県有財産に対する管理意識の向上を一層図りながら、効果のあった取組事例を調査し各所属や職員に対して共有するほか、金品亡失（損傷）防止に効果が期待できる装置や物品の活用、マイボトル普及の取組との連携等を検討するなど、有効な対策を講じられたい。

（会計支援課）

企業庁

1 事業の執行に関する意見

(1) 持続可能な事業経営について

水道事業及び工業用水道事業においては、「三重県企業庁経営計画（平成 29 年度～令和 8 年度）」並びに水道施設及び工業用水道施設の改良計画（以下「経営計画等」という。）を近年の全国的な浸水被害、土砂災害被害及び長時間停電の発生状況、国の「防災・減災、国土強靭化のための 5 か年加速化対策」等を踏まえて令和 4 年 3 月に改定し、これにより主要施設等の耐震化や老朽化した施設・設備の更新に加え、浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策に取り組んでいる。

しかしながら、近年の電気料金の高騰等により営業費用は増大し、令和 4 年度の純利益は、水道事業では令和 3 年度の約 3 億 9,491 万円から約 7,111 万円に、工業用水道事業では同じく約 3 億 8,934 万円から約 9,040 万円に、それぞれ大幅な減少となり、令和 5 年度予算では純損失を計上するなど、経営環境は厳しさを増す状況となっている。

今後も安全で安心な水道用水と良質な工業用水を安定して供給していくため、引き続き経営計画等に基づき、耐震化、老朽化対策、風水害対策等に取り組むとともに、エネルギー価格の動向や脱炭素化の進展等の環境変化を踏まえ、効率的な経営の下での公正で妥当な料金の設定、さらには将来の水需要に応じた施設規模や配置の適正化の検討に取り組むことにより、健全な事業経営の確保に努められたい。

(水道事業課、工業用水道事業課)

(2) RDF 焼却・発電事業の終了と今後の課題について

RDF 焼却・発電事業については、RDF 焼却・発電施設撤去工事を令和 5 年 3 月 10 日に完了したことから、それらの費用の事業収支への反映や県議会をはじめとした関係者からの意見等を踏まえ、「RDF 焼却・発電事業の総括」を取りまとめている。

令和 3 年 1 月から進めてきた同施設の撤去工事の完了により、電気事業については、これまで実施してきた全ての事業が終了したことから、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止し残余財産は県に引き継いだが、RDF 焼却・発電事業の収支は最終的に約 62 億円の累積赤字となった。

今後は、ごみ処理行政に混乱を招くなど市町との信頼関係を大きく損ねることとなつた合意形成のプロセス、市町等に生じさせた重い財政負担や労力、それらを含めた事業の構築等の過程における課題、さらには情報開示のあり方、安全対策等、RDF 焼却・発電事業の検証で得られた数々の反省と教訓を将来にわたり継承するための取組を的確に進められたい。特に、尊い人命が失われた RDF 貯蔵槽爆発事故を風化させることなく、全ての事業において「安全」を最優先とした運営を進められたい。

(企業総務課)

2 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|--------|---|-----------|
| ア 収入未済 | ① 収入未済額が令和4年度末現在5,756,306円あり、前年度と比べて253,356円増加していた。 | (別表1のとおり) |
| | ② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 | (別表2のとおり) |
| | ③ 督促状の送付が遅延していた。 | 北勢水道事務所 |

[別表1 収入未済額の状況]

| 収入未済科目等 | 令和4年度 | 令和3年度 |
|-------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 工事負担金（工業用水道給水施設工事負担金） （工業用水道事業課） | 現年度 一 円 | 現年度 一 円 |
| | 過年度 5,500,000 円 | 過年度 5,500,000 円 |
| | 小計 5,500,000 円 | 小計 5,500,000 円 |
| 工業用水道料金等 （北勢水道事務所） | 現年度 253,356 円 | 現年度 一 円 |
| | 過年度 2,950 円 | 過年度 2,950 円 |
| | 小計 256,306 円 | 小計 2,950 円 |
| 合計 | 現年度 253,356 円 | 現年度 一 円 |
| | 過年度 5,502,950 円 | 過年度 5,502,950 円 |
| | 合計 5,756,306 円 | 合計 5,502,950 円 |

[別表2 債権処理計画における回収目標と実績（未達成の債権）]

| 債権名 | 令和4年度回収目標額 | 令和4年度回収実績額 |
|------------------------------|-------------|------------|
| 工業用水道給水施設工事負担金 （工業用水道事業課） | 5,500,000 円 | 一 円 |

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|------|--|-------|
| 業務委託 | ① 【RDF貯蔵槽爆発の教訓を生かすための映像作成に係る取材・編集等に係る業務委託】 ・ 契約書の記載内容に誤りがあった。 | 企業総務課 |

病院事業庁

1 事業の執行に関する意見

(1) 令和4年度決算と次期中期経営計画の策定について

令和4年度病院事業会計については、新型コロナウィルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響で前年度に引き続き入院患者数は減少したものの診療単価の上昇により医業収益は増加したが、エネルギー価格の高騰等により医業費用も増加したため、医業損益は前年度と比べ約4,961万円悪化した。また、感染患者受入れのための病床確保に係る国からの交付金が大きく減少したため、純損益は、約5億2,304万円の黒字となったが、前年度に比べ約4億4,378万円悪化した。なお、累積欠損金は約73億円と依然として多額であるが、病院別では一志病院は約2,156万円まで減少している。

「三重県病院事業 中期経営計画（平成29年度～令和2年度）」については、令和4年度も引き続き計画期間を延長して単年度計画としているが、その成果目標の達成状況には改善が見られない。国からは「公立病院経営強化ガイドライン」が示されており、感染症対応における役割等、県立病院を取り巻く環境の変化への対応が求められる中で、地域医療構想等との整合を図りながら令和5年度中に「公立病院経営強化プラン」（次期中期経営計画）を策定することが求められている。

のことから、国からの交付金の減少が予想される中で、県立病院として新興感染症への対応等の必要な役割を果たしながら、地域の医療ニーズに的確に応えていくことにより安定的な医業収益の確保を図り、計画の目標達成に向けて取り組むなど健全な経営に努められたい。また、中期的な観点から病院事業の経営を計画的に推進することで医療サービスが安定的かつ継続的に提供されるよう、次期中期経営計画を策定されたい。

（県立病院課）

(2) こころの医療センター

令和3年度に引き続き入院患者数の減少は続いているが、診療単価の上昇により医業収益は約1,559万円増加した。一方で、病床確保に係る国からの交付金の減少により医業外収益が約3億9,783万円減少したため、純損益は、約4億4,990万円と3年連続の黒字となったが、前年度に比べ約4億2,929万円悪化した。

入院患者数が回復していないことや、国からの交付金の減少により今後の収益確保が難しくなっている中で、県立病院に期待される医療ニーズに対応していくため、平成30年度から進めている経営改善プロジェクトにおいて、病床管理の徹底や医療・福祉関係機関との連携強化等による医業収益の確保に取り組んでいることから、今後も引き続き経営改善に努められたい。また、医師不足が継続しているため、大学等への継続的な派遣要請や勤務医にとって魅力ある病院づくりを行うなど医師の確保に努められたい。

今後も精神科医療の中核病院として、精神科救急・急性期医療及び認知症治療、依存症治療等の専門的医療を提供するとともに、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努められたい。

（県立病院課）

(3) 一志病院

令和3年度に引き続き入院・外来患者数の減少は続いているが、診療単価の上昇により医業収益は増加した。一方で、給与費等の医業費用も増加したため純損益は前年度に

比べ約2,574万円悪化したものの、約1億3,067万円の黒字となり平成25年度から10年連続の黒字となった。

新型コロナの影響等から患者数の減少が続いていることも踏まえ、今後も引き続き公立病院として必要な役割を果たしていくことができるよう、訪問診療等の在宅療養支援、住民健診等の予防医療の取組、情報通信技術の活用等、地域のニーズに沿った医療をより幅広く提供しながら収益の増加を図るなど健全な経営に努められたい。

また、地域の高齢化が進み、住民の医療ニーズがより一層高まっている中、総合診療医やプライマリ・ケアを担う人材育成に取り組むとともに、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践に取り組むなど、引き続き、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努められたい。

(県立病院課)

(4) 志摩病院

志摩病院は、平成24年度から指定管理者制度により病院経営を行っており、令和4年度からは第2期指定管理期間に入っている。

令和3年度に引き続き、新型コロナ対策として病床の確保、検査、ワクチン接種等に対応しつつ、地域のニーズに応じた診療機能の充実、医師の確保等に取り組んでおり、常勤医師の採用により婦人科診療を拡充しているが、入院患者数は新型コロナ発生以降、減少が続いており回復していない。

第2期指定管理期間の「三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定」(以下「基本協定」という。)では、県内の診療機能の集約化・拠点化の状況を踏まえ必要な診療機能を確保するなど、良質で満足度の高い医療を安定的・継続的に提供することを求めている。また、地域医療確保交付金制度により、診療機能が維持できるよう経営努力によってもなお不採算となる特定診療科を支援することとしている。

このような状況を踏まえ、基本協定に基づき、志摩地域の中核的な医療機関として安定的・継続的な医療が提供されるよう、指定管理者と十分な連携を図り、二次救急医療等の診療機能の充実、医師の確保等に取り組むとともに、経営改善が着実に進められるよう、指定管理者に対する指導や支援を行わみたい。

(県立病院課)

2 財務以外の事務の執行に関するこ

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|--|------------|
| (1) 安全確保が徹底されていなかったため、入院患者が負傷する事象があった。 | こころの医療センター |

3 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|--------|----------------------------------|-----------|
| ア 収入未済 | ① 収入未済額が令和4年度末現在50,833,470円であった。 | (別表1のとおり) |
| | ② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 | (別表2のとおり) |
| | ③ 督促状の送付が遅延していた。 | 一志病院 |

[別表1 収入未済額の状況]

| 収入未済科目等 | 令和4年度 | 令和3年度 |
|--------------------------|------------------|------------------|
| 診療費自己負担金 (県立病院課) | 現年度 一 円 | 現年度 一 円 |
| | 過年度 12,720,892 円 | 過年度 13,172,252 円 |
| | 小計 12,720,892 円 | 小計 13,172,252 円 |
| 診療費自己負担金 (こころの医療センター) | 現年度 2,937,265 円 | 現年度 2,901,171 円 |
| | 過年度 33,911,765 円 | 過年度 36,530,838 円 |
| | 小計 36,849,030 円 | 小計 39,432,009 円 |
| 診療費自己負担金 (一志病院) | 現年度 249,223 円 | 現年度 266,368 円 |
| | 過年度 1,014,325 円 | 過年度 772,387 円 |
| | 小計 1,263,548 円 | 小計 1,038,755 円 |
| 合計 | 現年度 3,186,488 円 | 現年度 3,167,539 円 |
| | 過年度 47,646,982 円 | 過年度 50,475,477 円 |
| | 合計 50,833,470 円 | 合計 53,643,016 円 |

[別表2 債権処理計画における回収目標と実績(未達成の債権)]

| 債権名 | 令和4年度回収目標額 | 令和4年度回収実績額 |
|---------------------|-------------|-------------|
| 診療費自己負担金 (県立病院課) | 4,992,468 円 | 3,660,174 円 |

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|------------|----------------------------|-------|
| ア その他の支出事務 | ① 雇用保険料の算出誤りによる歳出戻入を行っていた。 | 一志病院 |

(3) 人件費

人件費について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|-------------------------|-------|
| ① 扶養手当の事後確認を6件行っていなかった。 | 一志病院 |
| ② 住居手当の事後確認を2件行っていなかった。 | |

教育委員会事務局

1 事業の執行に関する意見

(1) 服務規律の徹底

令和4年度の懲戒処分は、前年度の7人から2人増加し、盜撮行為や飲酒運転により2人が免職になるなど9人が処分されている。また、体罰により2人が戒告となっている。

これまで、「学校信頼向上委員会」における行動計画に基づいた取組や、不祥事事例に基づき原因や背景等について考えるコンプライアンス・ミーティングの実施、生徒アンケート調査による振り返りなどにより、コンプライアンス意識の向上を図ってきたが、体罰については、「指導の一環」とするなど誤った認識のもとでの事案が生じている。

このため、引き続き法令遵守及び服務規律の徹底等を図るとともに、体罰については、自らの行為の自覚につながる動画や心理療法プログラムの活用等、効果的な対策に取り組み、徹底した再発防止策に努められたい。

(教職員課)

(2) 教職員の働き方改革の推進と人材確保

教職員の時間外在校等時間は増加傾向にあり、令和4年度においては、特に中学校における1人あたりの月平均時間外在校等時間は34.38時間（前年度30.65時間）であるとともに、月80時間以上の長時間労働者数は2,296人（前年度1,801人）であった。また、全国的に教員採用選考試験受験者数が減少する中、本県においても第1次選考試験受験者数は2,174人（前年度2,457人）と減少傾向にある。

総勤務時間の縮減については、これまで各学校で統一した取組として、定時退校日の設定、部活動休養日の設定及び会議時間の短縮等に取り組んできたが、コロナ禍以前の日常が戻りつつある中、教職員に係る負担も増加傾向にある。また、教職員の人材確保も喫緊の課題となっている。

このため、引き続きスクール・サポート・スタッフの適正な配置や部活動の地域移行等における地域人材の活用、ICTによる業務の効率化等を進めるとともに、令和4年度に実施した「学校における働き方改革の推進に係る取組状況調査票」の分析結果等を踏まえ、各学校の状況に応じた効果的な働き方改革に取り組まれたい。また、本県の働き方改革の取組状況や教職の魅力等を広く情報発信するとともに、試験実施方法の見直しを図るなどにより、人材の確保に努められたい。

(教職員課)

(3) 学力の向上

本県においては、「全国学力・学習状況調査」と併せ、県独自の「みえスタディ・チェック」のCBT化により、学習指導要領に基づき身につけるべき基礎学力習得の確認や学習習慣等の把握をはじめとして、児童生徒の学び直しや個々の状況に応じた学習ができる環境が整えられている。

令和4年度「全国学力・学習状況調査」の学習習慣や読書習慣等に関する質問紙調査結果によると、「平日・休みの日ともに1時間以上勉強している」、「平日10分以上読書をしている」と回答した割合が、小中学生ともに全国平均を下回っていた。

これらの結果を踏まえ、児童生徒が学ぶことの楽しさを実感しながら積極的に自身の課題と向き合うことができるよう、ICTを活用した基礎学力の定着や授業の改善、家

庭と連携した学習習慣・読書習慣の確立、市町教育委員会と連携した課題の改善に向けた取組の確認・指導等により、学力の向上に努められたい。

(学力向上推進プロジェクトチーム)

(4) 安全で安心な学びの場づくり

令和4年度における公立小中学校及び県立学校におけるいじめの認知件数は5,380件（前年度4,268件）、不登校児童生徒数は4,831人（前年度3,875人）であり、ともに大きく増加している。また、県立学校においてはいじめ重大事態が3件（前年度0件）認定されている。

いじめに関しては、早期に把握し早期に解決する必要があり、不登校児童生徒に関しては、状況が一人ひとり異なり、今後ひきこもりにつながる可能性もあることから、児童生徒の状況に応じて医療や福祉分野等の関係機関と連携した支援を行っていく必要がある。また、重大事態に関しては、早期の把握や解決に加え、事実の全容解明、事案への対処及び再発防止に向け調査を行う必要がある。

このため、いじめの深刻化や不登校の長期化の防止に向けては、引き続き学校、家庭、関係機関等と連携し、早期発見、早期対応に努めるとともに、教職員の対応力の向上、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携等による教育相談体制の充実に取り組まれたい。特に不登校については、県教育支援センター「こもれび」等の活用による学習及び社会的自立に向けた支援等を拡充されたい。

また、重大事態については、いじめ対策審議会から答申を受けた調査の進め方、重大事態と認定すべき時期、公表のあり方及び調査の実施主体についての答申内容を踏まえ対応を徹底させるなど、全ての児童生徒に対し安全で安心な学びの場づくりを推進されたい。

(生徒指導課)

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|-----------------------------------|---------------|
| (1) 公文書の紛失事案があった。 | 教育政策課 |
| (2) 保存期間満了前の公文書の誤廃棄があった。 | 教職員課 |
| (3) 県立学校において、生徒指導での体罰及び暴言があった。 | |
| (4) 県立学校において、生徒指導での体罰があった。 | |
| (5) 県立学校において、生徒指導での体罰があった。 | |
| (6) 県立学校において、生徒指導での体罰があった。 | |
| (7) 県立学校において、生徒指導での体罰があった。 | |
| (8) 県立学校において、生徒指導での体罰があった。 | |
| (9) 指定管理者による個人情報の漏えい事案があった。 | 社会教育・文化財保護課 |
| (10) 指導要録の紛失事案があった。 | 飯野高等学校 |
| (11) 三重県公文書等管理審査会の審査前公文書の誤廃棄があった。 | 津西高等学校 |
| (12) 学校給食において、異物混入事案があった。 | 聾学校 |
| (13) 学校給食において、異物混入事案があった。 | 特別支援学校玉城わかば学園 |

| 内 容 | 箇 所 名 |
|---------------------------|-----------------|
| (14) 学校給食において、異物混入事案があった。 | くわな特別支援学校 |
| (15) 学校給食において、異物混入事案があった。 | 特別支援学校東紀州くろしお学園 |
| (16) 個人情報の紛失事案があった。 | |

3 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項 目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|--------|------------------------------------|-----------|
| ア 収入未済 | ① 収入未済額が令和4年度末現在 115,344,842円であった。 | (別表1のとおり) |
| | ② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 | (別表2のとおり) |
| | ③ 債権管理簿の整理をしていなかった。 | 石薬師高等学校 |
| | ④ 督促状の発付をしていなかった。 | |
| | ⑤ 督促状の発付をしていなかった。 | 昂学園高等学校 |

[別表1 収入未済額の状況]

| 収入未済科目等 | 令和4年度 | 令和3年度 |
|---|-----------------|-----------------|
| 三重県高等学校等修学奨学金返還金 (教育財務課) | 現年度 15,194,337円 | 現年度 17,491,931円 |
| | 過年度 39,868,419円 | 過年度 45,717,519円 |
| | 小計 55,062,756円 | 小計 63,209,450円 |
| 三重県高等学校等修学奨学金返還金 に係る費用及び遅延損害金 (教育財務課) | 現年度 1,726,195円 | 現年度 2,270,346円 |
| | 過年度 5,269,756円 | 過年度 4,260,792円 |
| | 小計 6,995,951円 | 小計 6,531,138円 |
| 恩給・扶助料過払い戻入 (福利・給与課) | 現年度 一円 | 現年度 一円 |
| | 過年度 9,459,070円 | 過年度 9,471,070円 |
| | 小計 9,459,070円 | 小計 9,471,070円 |
| 退職手当返納金 (福利・給与課) | 現年度 一円 | 現年度 一円 |
| | 過年度 21,373,373円 | 過年度 21,513,373円 |
| | 小計 21,373,373円 | 小計 21,513,373円 |
| 高等学校定時制課程及び通信制課程 修学奨励金返還金 (高校教育課) | 現年度 一円 | 現年度 一円 |
| | 過年度 609,000円 | 過年度 629,000円 |
| | 小計 609,000円 | 小計 629,000円 |
| 大学等進学資金貸付金返還金 (人権教育課) | 現年度 一円 | 現年度 一円 |
| | 過年度 3,213,600円 | 過年度 3,420,600円 |
| | 小計 3,213,600円 | 小計 3,420,600円 |
| 高等学校等進学奨励金返還金 (人権教育課) | 現年度 265,704円 | 現年度 136,701円 |
| | 過年度 17,806,042円 | 過年度 18,697,883円 |
| | 小計 18,071,746円 | 小計 18,834,584円 |

| 収入未済科目等 | 令和4年度 | | 令和3年度 | |
|-----------------------------------|-------|---------------|-------|---------------|
| 高等学校授業料 (桑名北高等学校) | 現年度 | 一 円 | 現年度 | 一 円 |
| | 過年度 | 一 円 | 過年度 | 25,134 円 |
| | 小計 | 一 円 | 小計 | 25,134 円 |
| 雑入（自動販売機光熱水費負担金） (いなべ総合学園高等学校) | 現年度 | 一 円 | 現年度 | 83,221 円 |
| | 過年度 | 一 円 | 過年度 | 一 円 |
| | 小計 | 一 円 | 小計 | 83,221 円 |
| 高等学校授業料 (四日市工業高等学校) | 現年度 | 一 円 | 現年度 | 一 円 |
| | 過年度 | 16,420 円 | 過年度 | 16,420 円 |
| | 小計 | 16,420 円 | 小計 | 16,420 円 |
| 高等学校授業料 (石薬師高等学校) | 現年度 | 一 円 | 現年度 | 一 円 |
| | 過年度 | 167,200 円 | 過年度 | 207,200 円 |
| | 小計 | 167,200 円 | 小計 | 207,200 円 |
| 学校体育施設使用料 (稻生高等学校) | 現年度 | 3,300 円 | 現年度 | 一 円 |
| | 過年度 | 一 円 | 過年度 | 一 円 |
| | 小計 | 3,300 円 | 小計 | 一 円 |
| 高等学校授業料 (飯野高等学校) | 現年度 | 89,100 円 | 現年度 | 39,600 円 |
| | 過年度 | 一 円 | 過年度 | 一 円 |
| | 小計 | 89,100 円 | 小計 | 39,600 円 |
| 学校体育施設使用料 (津西高等学校) | 現年度 | 6,400 円 | 現年度 | 一 円 |
| | 過年度 | 一 円 | 過年度 | 一 円 |
| | 小計 | 6,400 円 | 小計 | 一 円 |
| 高等学校授業料 (みえ夢学園高等学校) | 現年度 | 一 円 | 現年度 | 一 円 |
| | 過年度 | 46,770 円 | 過年度 | 46,770 円 |
| | 小計 | 46,770 円 | 小計 | 46,770 円 |
| 高等学校授業料等 (相可高等学校) | 現年度 | 19,139 円 | 現年度 | 一 円 |
| | 過年度 | 69,300 円 | 過年度 | 89,100 円 |
| | 小計 | 88,439 円 | 小計 | 89,100 円 |
| 学校体育施設使用料 (宇治山田高等学校) | 現年度 | 2,400 円 | 現年度 | 一 円 |
| | 過年度 | 一 円 | 過年度 | 一 円 |
| | 小計 | 2,400 円 | 小計 | 一 円 |
| 高等学校授業料 (伊賀白鳳高等学校) | 現年度 | 一 円 | 現年度 | 一 円 |
| | 過年度 | 128,617 円 | 過年度 | 128,617 円 |
| | 小計 | 128,617 円 | 小計 | 128,617 円 |
| 学校体育施設使用料 (名張青峰高等学校) | 現年度 | 1,700 円 | 現年度 | 一 円 |
| | 過年度 | 一 円 | 過年度 | 一 円 |
| | 小計 | 1,700 円 | 小計 | 一 円 |
| 学校体育施設使用料 (尾鷲高等学校) | 現年度 | 8,100 円 | 現年度 | 一 円 |
| | 過年度 | 一 円 | 過年度 | 一 円 |
| | 小計 | 8,100 円 | 小計 | 一 円 |
| 学校体育施設使用料等 (くわな特別支援学校) | 現年度 | 900 円 | 現年度 | 一 円 |
| | 過年度 | 一 円 | 過年度 | 一 円 |
| | 小計 | 900 円 | 小計 | 一 円 |
| 合計 | 現年度 | 17,317,275 円 | 現年度 | 20,021,799 円 |
| | 過年度 | 98,027,567 円 | 過年度 | 104,223,478 円 |
| | 合計 | 115,344,842 円 | 合計 | 124,245,277 円 |

[別表2 債権処理計画における回収目標と実績（未達成の債権）]

| 債権名 | 令和4年度回収目標額 | 令和4年度回収実績額 |
|---|-------------|-------------|
| 高等学校授業料未収金 (教育財務課) | 154,900 円 | 124,534 円 |
| 退職手当返納金 (福利・給与課) | 190,000 円 | 140,000 円 |
| 高等学校定時制課程及び通信制課程 修学奨励金返還金 (高校教育課) | 60,000 円 | 20,000 円 |
| 大学等進学資金貸付金返還金 (人権教育課) | 220,000 円 | 207,000 円 |
| 高等学校等進学奨励金返還金 (人権教育課) | 1,500,000 円 | 1,028,542 円 |

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|--------|--|----------|
| ア 業務委託 | ① 【印刷業務】 <ul style="list-style-type: none">・ 執行伺いを作成していなかった。・ 事業者選定に関し、競争入札等審査会の審査を受けていなかった。 | 高校教育課 |
| | ② 【令和4年度「インターネットの適正利用に係る取組事業」に係る検索及び監視、電話相談等業務委託】 <ul style="list-style-type: none">・ 契約伺いを作成していなかった。 | 生徒指導課 |
| | ③ 【令和4年度2学年修学旅行に係る諸経費】 <ul style="list-style-type: none">・ 契約伺いを作成していなかった。・ 契約相手方から見積書を徴収していなかった。 | 四日市西高等学校 |
| | ④ 【修学旅行に係る職員分経費】 <ul style="list-style-type: none">・ 執行伺いを作成していなかった。・ 契約相手方から見積書を徴収していなかった。・ 契約伺いを作成していなかった。 | 菰野高等学校 |
| | ⑤ 【警備会社の監視センサー等の移設業務委託】 <ul style="list-style-type: none">・ 契約伺いを作成していなかった。 | 石薬師高等学校 |
| | ⑥ 【学校医業務委託】 <ul style="list-style-type: none">・ 執行伺いを作成していなかった。 | 飯南高等学校 |
| | ⑦ 【学校医業務委託】 <ul style="list-style-type: none">・ 執行伺いを作成していなかった。 | 昂学園高等学校 |
| | ⑧ 【汚水処理施設管理業務委託】 <ul style="list-style-type: none">・ 予定価格算定に係る精算根拠が明確になっていなかった。 | 伊勢工業高等学校 |
| イ 旅費 | ① 【通級による指導に係る先進校視察】 <ul style="list-style-type: none">・ 行程と異なる旅行命令を行っていた。 | 高校教育課 |

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|------------|------------------------------|------------|
| ウ その他の支出事務 | ① 消耗品費の二重払い等による歳出戻入を2件行っていた。 | 桑名高等学校 |
| | ② 学校運営費の支払額誤りによる歳出戻入を行っていた。 | 桑名工業高等学校 |
| | ③ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 | 四日市農芸高等学校 |
| | ④ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 | 飯野高等学校 |
| | ⑤ 消耗品費の支払額誤りによる歳出戻入を行っていた。 | みえ夢学園高等学校 |
| | ⑥ 学校運営費の二重払いによる歳出戻入を行っていた。 | 昂学園高等学校 |
| | ⑦ 学校運営費の支払額誤りによる歳出戻入を行っていた。 | 宇治山田高等学校 |
| | ⑧ 消耗品費の事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。 | 宇治山田商業高等学校 |

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|------------|---------------------------------------|-----------|
| ア 公有財産の管理 | ① 教育財産の貸付に係る教育財産使用許可（貸付）台帳を整理していなかった。 | 昂学園高等学校 |
| イ 金品亡失（損傷） | ① 公用車の損傷（修繕額 407,770 円） | 四日市工業高等学校 |
| | ② パソコンの損傷（修繕額 118,683 円） | 津高等学校 |
| | ③ パソコンの損傷（修繕額 109,080 円） | 飯南高等学校 |
| | ④ パソコンモニター2台の紛失（損害額 36,300 円） | 鳥羽高等学校 |

(4) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|--|-----------|
| ① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 118,580 円) | 生徒指導課 |
| ② 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 200,000 円、相手 0 円) | 埋蔵文化財センター |

※ 内容欄の「県○○円」は、公用車の修繕で県が支出した金額等であり、「相手○○円」は、県等が契約している自動車保険から相手方に支払われた金額である。

(5) その他

財務の執行について、改善を要する事案があつたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|-----------------------------------|---------------|
| ① 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。 | 小中学校教育課 |
| ② 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。 | 桑名高等学校 |
| ③ 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。 | 四日市四郷高等学校 |
| ④ 前渡資金で支出した現金を別口座に入金して支払処理を行っていた。 | 稻生高等学校 |
| ⑤ 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。 | 特別支援学校伊賀つばさ学園 |

人事委員会事務局

1 財務の執行に関する意見

(1) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内容 | 箇所名 |
|--------|--|-----|
| ア 業務委託 | ① 【職員採用案内パンフレット作成及び発送業務委託】 <ul style="list-style-type: none">・ 執行伺いを作成していなかった。・ 契約締結伺いを作成していなかった。 | 職員課 |

警察本部

1 事業の執行に関する意見

(1) 犯罪防止に向けた取組の推進と早期検挙

令和4年の「刑法犯」の認知件数は7,647件と前年に比べ237件増加しているが、検挙率は38.6%と前年に比べ7.6ポイント減少し全国平均の41.6%を下回っている。

その中で、ストーカー・配偶者暴力事案は1,004件と前年に比べ35件減少しているものの1,000件を超えており、児童虐待による児童相談所への通告児童数も前年に比べ45人増加の769人、強制性交等や強制わいせつといった性犯罪も60件となるなど、依然として子どもや女性が被害に遭う事案が多発している。また、特殊詐欺による被害は、認知件数は前年より32件増加の142件、被害額は前年より約1億8,380万円増加の約3億7,630万円と、それぞれ前年を大きく上回っており、被害者の約8割が65歳以上の高齢者である。

このため、早期検挙に向けて、高度化した通信指令システムや高度AI画像システム等の最新技術の有効活用などにより犯罪捜査を推進するとともに、子どもや女性に関する事案については、被害者等の安全確保のための緊急通報装置等の防犯機器の貸与や「子ども安全・安心の店」の拡充などにより、また、高齢者の特殊詐欺被害については、広報啓発を推進するとともに、声掛けシートなどを活用した金融機関やコンビニエンスストア等での積極的な声掛けなどの水際対策により、被害の未然防止・拡大防止に努められたい。

(生活安全部生活安全企画課、刑事部刑事企画課)

(2) 交通事故の発生抑止対策の推進

令和4年の交通事故死者数は前年に比べ2人減少の60人となり、4年連続減少し記録が残る昭和29年以降の最少記録を更新したが、人口10万人あたりの死者数は全国ワースト7位（前年6位）の状況である。

その中で、交通事故死者数のうち65歳以上の高齢者は、前年より1人増加の41人、構成率は前年より3.8ポイント増加の68.3%と死者数の約7割を占めているとともに、飲酒運転による人身事故件数は、前年より14件増加の42件と新型コロナウイルス感染症拡大以前の状況に戻りつつある。

また、高齢運転者が当事者となった死亡事故件数は前年より4件増加の23件となるとともに、横断歩道の平均停止率は前年より10.9ポイント増加の56.7%と改善傾向にはあるものの、未だ半数近くが停止しない状況にある。

このため、引き続き関係機関と連携を図り、高齢者に対する交通事故対策や歩行者保護対策に重点を置いた取組を推進するとともに、飲酒運転をはじめとした悪質な交通違反を厳正に取り締まるなど、交通事故の発生抑止に取り組まれたい。

(交通部交通企画課)

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があつたので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。

| 内 容 | 箇 所 名 |
|-------------------------------|----------|
| (1) 貸与された警察手帳の紛失事案が2件あつた。 | 警務部警務課 |
| (2) 職務中に交通事故を起こし警察署に報告をしなかつた。 | |
| (3) 部下職員に対するパワー・ハラスメント事案があつた。 | |
| (4) 泥酔者を保護した際に暴行を加え、傷害を負わせた。 | |
| (5) 運転免許証記載事項変更届104件分を紛失した。 | 交通部交通企画課 |

3 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があつたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項 目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|--------|---------------------------------|-----------|
| ア 収入未済 | ① 収入未済額が令和4年度末現在31,571,602円あつた。 | (別表1のとおり) |
| | ② 債権処理計画の回収目標を達成していなかつた。 | (別表2のとおり) |

[別表1 収入未済額の状況]

| 収入未済科目等 | 令和4年度 | 令和3年度 |
|---------------------|--|--|
| 放置違反金 | 現年度 754,000 円 過年度 1,670,000 円 小計 2,424,000 円 | 現年度 996,000 円 過年度 2,108,632 円 小計 3,104,632 円 |
| (交通部交通指導課) | | |
| 損害賠償金弁償金(交通信号機) | 現年度 一 円 過年度 19,291,800 円 小計 19,291,800 円 | 現年度 一 円 過年度 20,675,400 円 小計 20,675,400 円 |
| (交通部交通規制課) | | |
| 損害賠償金弁償金(大型道路標識) | 現年度 一 円 過年度 680,000 円 小計 680,000 円 | 現年度 一 円 過年度 720,000 円 小計 720,000 円 |
| (交通部交通規制課) | | |
| 損害賠償金弁償金(鈴鹿署神戸交番) | 現年度 一 円 過年度 8,828,119 円 小計 8,828,119 円 | 現年度 一 円 過年度 8,828,119 円 小計 8,828,119 円 |
| (警務部会計課) | | |
| 損害賠償金弁償金(松阪署留置施設) | 現年度 一 円 過年度 48,600 円 小計 48,600 円 | 現年度 一 円 過年度 48,600 円 小計 48,600 円 |
| (警務部会計課) | | |
| 損害賠償金弁償金(亀山署川崎駐在所) | 現年度 一 円 過年度 45,360 円 小計 45,360 円 | 現年度 一 円 過年度 45,360 円 小計 45,360 円 |
| (警務部会計課) | | |
| 損害賠償金弁償金(四日市南署諏訪交番) | 現年度 一 円 過年度 220,000 円 小計 220,000 円 | 現年度 一 円 過年度 235,000 円 小計 235,000 円 |
| (警務部会計課) | | |

| 収入未済科目等 | 令和4年度 | | 令和3年度 | |
|---------------|------------------|---|------------------|---|
| 自動販売機等光熱水費負担金 | 現年度 過年度 小計 | 33,723 円 — 円 33,723 円 | 現年度 過年度 小計 | 42,635 円 — 円 42,635 円 |
| (警務部会計課) | | | | |
| 合計 | 現年度 過年度 合計 | 787,723 円 30,783,879 円 31,571,602 円 | 現年度 過年度 合計 | 1,038,635 円 32,661,111 円 33,699,746 円 |

[別表2 債権処理計画における回収目標と実績（未達成の債権）]

| 債権名 | 令和4年度回収目標額 | 令和4年度回収実績額 |
|-------------------------------------|-------------|-------------|
| 放置違反金 (交通部交通指導課) | 1,600,000 円 | 1,258,632 円 |
| 損害賠償金弁償金 (交通信号機) (交通部交通規制課) | 2,040,000 円 | 174,000 円 |
| 損害賠償金弁償金 (大型道路標識) (交通部交通規制課) | 120,000 円 | 40,000 円 |
| 損害賠償金弁償金 (四日市南署諒訪交番) (警務部会計課) | 60,000 円 | 15,000 円 |

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|--------|---|-------|
| ア 業務委託 | ① 【令和4年度津警察署エレベータ保守点検業務委託】 ・ 執行伺いを作成していなかった。 | 津警察署 |
| | ② 【津警察署緑地維持管理業務委託】 ・ 執行伺いを作成していなかった。 | |
| | ③ 【熊野警察署自家用電気工作物保安管理業務】 ・ 予定価格算定に係る積算根拠が適切でなかった。 | 熊野警察署 |

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。

| 項目 | 内 容 | 箇 所 名 |
|-------------|-------------------------------------|-------|
| ア 公有財産の管理 | ① 自動販売機設置場所貸付に係る契約期間満了の通知を行っていなかった。 | 名張警察署 |
| イ 金品亡失 (損傷) | ① パソコンの損傷 (修繕額 115,610 円) | 亀山警察署 |

(4) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

| 内 容 | | 箇 所 名 |
|--------|--|------------------|
| ① 物損事故 | (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 200,413 円、相手 0 円) | 生活安全部人身 安全対策課 |
| ② 物損事故 | (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 199,111 円、相手 0 円) | 地域部自動車警 ら隊 |
| ③ 物損事故 | (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 169,557 円) | 刑事部捜査支援 分析課 |
| ④ 物損事故 | (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 169,114 円) | 刑事部捜査第一 課 |
| ⑤ 物損事故 | (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 385,008 円、相手 0 円) | 刑事部捜査第二 課 |
| ⑥ 物損事故 | (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円廃車、相手 0 円) | 刑事部捜査第三 課 |
| ⑦ 人身事故 | (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 551,494 円) (治療費等：県 0 円、相手 1,326,760 円) | 刑事部組織犯罪 対策課 |
| ⑧ 物損事故 | (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 196,570 円、相手 0 円) | 交通部高速道路 交通警察隊 |
| ⑨ 物損事故 | (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 373,160 円、相手 233,200 円) | 警備部機動隊 |
| ⑩ 物損事故 | (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 111,782 円) | 桑名警察署 |
| ⑪ 物損事故 | (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 110,133 円) | いなべ警察署 |
| ⑫ 物損事故 | (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 286,980 円、相手示談中) | 四日市北警察署 |
| ⑬ 物損事故 | (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 130,197 円) | 四日市南警察署 |
| ⑭ 物損事故 | (物損額：県 181,500 円) | |
| ⑮ 物損事故 | (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 136,415 円、相手 127,600 円) | |
| ⑯ 物損事故 | (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 123,200 円) | 鈴鹿警察署 |
| ⑰ 物損事故 | (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 50,000 円、相手 77,422 円) | |
| ⑱ 物損事故 | (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 224,334 円、相手 0 円) | |
| ⑲ 物損事故 | (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 222,400 円) | 津警察署 |
| ⑳ 人身事故 | (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円廃車、相手 487,920 円) (治療費等：県 0 円、相手 643,582 円) | |
| ㉑ 物損事故 | (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 40,700 円、相手 103,334 円) | |

| 内 容 | | 箇 所 名 |
|--------|--|-------|
| ㉒ 物損事故 | (負担割合：示談中) (物損額：示談中) | 津警察署 |
| ㉓ 物損事故 | (物損額：県 267, 993 円) | 津南警察署 |
| ㉔ 物損事故 | (負担割合：示談中) (物損額：示談中) | |
| ㉕ 物損事故 | (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 188, 947 円) | 松阪警察署 |
| ㉖ 物損事故 | (物損額：県 0 円廃車) | |
| ㉗ 物損事故 | (物損額：県 116, 743 円) | 大台警察署 |
| ㉘ 物損事故 | (負担割合：示談中) (物損額：示談中) | 伊勢警察署 |
| ㉙ 物損事故 | (物損額：県 352, 638 円) | 熊野警察署 |

※ 内容欄の「県○○円」は、公用車の修繕で県が支出した金額等であり、「相手○○円」は、県等が契約している自動車保険から相手方に支払われた金額である。

別表〔監査実施箇所一覧〕

1 総括本監査の実施年月日等

| 部局等名 | 実施年月日 | 監査区分 | | 部局等名 | 実施年月日 | 監査区分 | |
|----------|-----------|------|----|------------------------------|--------------------------|------|----|
| | | 実地 | 書面 | | | 実地 | 書面 |
| 総務部 | 令和5年9月4日 | ○ | | 観光部 | 令和5年9月5日 | ○ | |
| デジタル推進局 | 令和5年9月4日 | ○ | | 県土整備部 (流域下水道事業関係) | 令和5年8月24日 (令和5年7月24日) | ○ | |
| 政策企画部 | 令和5年9月4日 | ○ | | 出納局 | 令和5年9月4日 | ○ | |
| 地域連携・交通部 | 令和5年8月21日 | ○ | | 議会事務局 | 令和5年8月21日 | ○ | |
| スポーツ推進局 | 令和5年8月21日 | ○ | | 企業庁 | 令和5年7月24日 | ○ | |
| 南部地域振興局 | 令和5年8月21日 | ○ | | 病院事業庁 | 令和5年7月24日 | ○ | |
| 防災対策部 | 令和5年8月24日 | ○ | | 教育委員会事務局 | 令和5年9月7日 | ○ | |
| 医療保健部 | 令和5年9月5日 | ○ | | 人事委員会事務局 | 令和5年8月24日 | ○ | |
| 子ども・福祉部 | 令和5年8月21日 | ○ | | 監査委員事務局 | 令和5年9月4日 | ○ | |
| 環境生活部 | 令和5年8月24日 | ○ | | 労働委員会事務局 | 令和5年10月10日 | | ○ |
| 環境共生局 | 令和5年8月24日 | ○ | | 海区漁業調整委員会 (内水面漁場管理委員会)事務局 | 令和5年10月10日 | | ○ |
| 農林水産部 | 令和5年8月21日 | ○ | | 警察本部 | 令和5年9月4日 | ○ | |
| 雇用経済部 | 令和5年9月5日 | ○ | | | | | |

2 部局等別の監査実施箇所及び実施年月日等

(注) 保健環境研究所は医療保健部に、図書館、総合博物館、美術館、斎宮歴史博物館は環境生活部に、地域防災総合事務所及び地域活性化局は地域連携・交通部に記載している。

【総務部】

| (実地監査: 2 箇所) | | | |
|---|-----------|---------|-----------|
| 実施箇所 | 実施年月日 | 実施箇所 | 実施年月日 |
| 桑名県税事務所 | 令和5年7月14日 | 鈴鹿県税事務所 | 令和5年7月11日 |
| (書面監査: 7 箇所) [実施年月日 令和5年10月10日] | | | |
| ・実施箇所 | | | |
| 四日市県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所、自動車税事務所 | | | |

【政策企画部】

(書面監査：1箇所) [実施年月日 令和5年10月10日]

- ・実施箇所
東京事務所

【地域連携・交通部】

(実地監査：2箇所)

| 実施箇所 | 実施年月日 | 実施箇所 | 実施年月日 |
|--------------|----------|-------------|-----------|
| 四日市地域防災総合事務所 | 令和5年7月4日 | 伊賀地域防災総合事務所 | 令和5年7月13日 |

(書面監査：7箇所) [実施年月日 令和5年10月10日]

- ・実施箇所
桑名地域防災総合事務所、鈴鹿地域防災総合事務所、津地域防災総合事務所、松阪地域防災総合事務所、南勢志摩地域活性化局、紀北地域活性化局、紀南地域活性化局

【防災対策部】

(書面監査：1箇所) [実施年月日 令和5年10月10日]

- ・実施箇所
消防学校

【医療保健部】

(実地監査：4箇所)

| 実施箇所 | 実施年月日 | 実施箇所 | 実施年月日 |
|-------|-----------|------------|-----------|
| 桑名保健所 | 令和5年7月14日 | こころの健康センター | 令和5年7月3日 |
| 松阪保健所 | 令和5年7月7日 | 保健環境研究所 | 令和5年4月20日 |

(書面監査：9箇所) [実施年月日 令和5年10月10日]

- ・実施箇所
鈴鹿保健所、津保健所、伊勢保健所、伊賀保健所、尾鷲保健所、熊野保健所、松阪食肉衛生検査所、動物愛護推進センター、公衆衛生学院

【子ども・福祉部】

| (実地監査:3箇所) | | | |
|---|-----------|-------|-----------|
| 実施箇所 | 実施年月日 | 実施箇所 | 実施年月日 |
| 北勢福祉事務所 | 令和5年7月4日 | 女性相談所 | 令和5年4月28日 |
| 児童相談センター | 令和5年7月18日 | — | — |
| (書面監査:6箇所) [実施年月日 令和5年10月10日] | | | |
| ・実施箇所 多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、国児学園、障害者相談支援センター、子ども心身発達医療センター | | | |

【環境生活部】

| (実地監査:2箇所) | | | |
|-------------------------------|-----------|------|-----------|
| 実施箇所 | 実施年月日 | 実施箇所 | 実施年月日 |
| 図書館 | 令和5年4月28日 | 美術館 | 令和5年4月21日 |
| (書面監査:3箇所) [実施年月日 令和5年10月10日] | | | |
| ・実施箇所 人権センター、総合博物館、斎宮歴史博物館 | | | |

【農林水産部】

| (実地監査:8箇所) | | | |
|--|-----------|--------------|-----------|
| 実施箇所 | 実施年月日 | 実施箇所 | 実施年月日 |
| 桑名農政事務所 | 令和5年7月14日 | 農業研究所 | 令和5年4月27日 |
| 伊賀農林事務所 | 令和5年7月13日 | 林業研究所 | 令和5年4月21日 |
| 病害虫防除所 | 令和5年4月27日 | 中央農業改良普及センター | 令和5年4月27日 |
| 南勢家畜保健衛生所 | 令和5年7月7日 | 農業大学校 | 令和5年4月27日 |
| (書面監査:11箇所) [実施年月日 令和5年10月10日] | | | |
| ・実施箇所 四日市農林事務所、津農林水産事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、尾鷲農林水産事務所、熊野農林事務所、北勢家畜保健衛生所、中央家畜保健衛生所、紀州家畜保健衛生所、畜産研究所、水産研究所 | | | |

【雇用経済部】

(書面監査：4箇所) [実施年月日 令和5年10月10日]

・実施箇所

関西事務所、計量検定所、工業研究所、津高等技術学校

【県土整備部】

(実地監査：2箇所)

| 実施箇所 | 実施年月日 | 実施箇所 | 実施年月日 |
|----------|-----------|--------|----------|
| 四日市建設事務所 | 令和5年7月13日 | 津建設事務所 | 令和5年7月3日 |

(書面監査：10箇所) [実施年月日 令和5年10月10日]

・実施箇所

桑名建設事務所、鈴鹿建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所、北勢流域下水道事務所、中南勢流域下水道事務所

【企業庁】

(実地監査：1箇所)

| 実施箇所 | 実施年月日 | 実施箇所 | 実施年月日 |
|---------|-----------|------|-------|
| 北勢水道事務所 | 令和5年7月11日 | — | — |

(書面監査：3箇所) [実施年月日 令和5年10月10日]

・実施箇所

中勢水道事務所、南勢水道事務所、水質管理情報センター

【病院事業庁】

(実地監査：1箇所)

| 実施箇所 | 実施年月日 | 実施箇所 | 実施年月日 |
|------|-----------|------|-------|
| 一志病院 | 令和5年7月18日 | — | — |

(書面監査：1箇所) [実施年月日 令和5年10月10日]

・実施箇所

こころの医療センター

【教育委員会事務局】

| (実地監査：11箇所) | | | |
|-------------|-----------|-------------------|-----------|
| 実施箇所 | 実施年月日 | 実施箇所 | 実施年月日 |
| 北勢教育支援事務所 | 令和5年7月13日 | 飯南高等学校 | 令和5年4月24日 |
| 四日市南高等学校 | 令和5年4月24日 | 名張青峰高等学校 | 令和5年4月20日 |
| 四日市西高等学校 | 令和5年4月20日 | 聾学校 | 令和5年4月25日 |
| 四日市商業高等学校 | 令和5年4月20日 | 特別支援学校 伊賀つばさ学園 | 令和5年4月20日 |
| 津工業高等学校 | 令和5年4月25日 | くわな特別支援学校 | 令和5年4月24日 |
| みえ夢学園高等学校 | 令和5年4月25日 | — | — |

| (書面監査：63箇所) [実施年月日 令和5年10月10日] | | | |
|--|--|--|--|
| ・実施箇所 | | | |
| 南勢教育支援事務所、紀州教育支援事務所、埋蔵文化財センター、桑名高等学校、桑名西高等学校、桑名北高等学校、桑名工業高等学校、いなべ総合学園高等学校、川越高等学校、四日市高等学校、朝明高等学校、四日市四郷高等学校、四日市農芸高等学校、四日市工業高等学校、四日市中央工業高等学校、北星高等学校、菰野高等学校、神戸高等学校、白子高等学校、石薬師高等学校、稻生高等学校、飯野高等学校、亀山高等学校、津高等学校、津西高等学校、津東高等学校、津商業高等学校、久居高等学校、久居農林高等学校、白山高等学校、松阪高等学校、松阪工業高等学校、松阪商業高等学校、相可高等学校、昂学園高等学校、宇治山田高等学校、伊勢高等学校、伊勢工業高等学校、宇治山田商業高等学校、伊勢まなび高等学校、明野高等学校、南伊勢高等学校、鳥羽高等学校、志摩高等学校、水産高等学校、上野高等学校、伊賀白鳳高等学校、あけぼの学園高等学校、名張高等学校、尾鷲高等学校、木本高等学校、紀南高等学校、盲学校、城山特別支援学校、杉の子特別支援学校、かがやき特別支援学校、稲葉特別支援学校、松阪あゆみ特別支援学校、特別支援学校玉城わかば学園、特別支援学校西日野にじ学園、特別支援学校北勢きらら学園、度会特別支援学校、特別支援学校東紀州くろしお学園 | | | |

【警察本部】

| (実地監査：3箇所) | | | |
|------------|-----------|-------|-----------|
| 実施箇所 | 実施年月日 | 実施箇所 | 実施年月日 |
| 大台警察署 | 令和5年4月24日 | 名張警察署 | 令和5年4月20日 |
| 尾鷲警察署 | 令和5年4月24日 | — | — |

| (書面監査：15箇所) [実施年月日 令和5年10月10日] | | | |
|---|--|--|--|
| ・実施箇所 | | | |
| 桑名警察署、いなべ警察署、四日市北警察署、四日市南警察署、四日市西警察署、亀山警察署、鈴鹿警察署、津警察署、津南警察署、松阪警察署、伊勢警察署、鳥羽警察署、熊野警察署、紀宝警察署、伊賀警察署 | | | |

令和 5 年度定期監査結果報告書

令和 5 年 10 月

三 重 県 監 査 委 員 事 務 局

〒514-0004 津市栄町 1 丁目 954 番地

TEL (059) 224-2923

FAX (059) 224-2220

<https://www.pref.mie.lg.jp/KANSAI/HP/>

E-mail:kansai@pref.mie.lg.jp